



帝國領地  
行政  
管理  
權益  
接收  
關係

REEL No. A-1168

0515

アジア歴史資料センター

(問) 帝國ハ占領地ニ在ル敵産ヲ如何ニ取扱ヒ居ルヤ  
(答) 占領地ニ在ル敵産ノ處理ニ付テハ一九〇七年ノ「陸戰ノ法規  
慣例ニ關スル條約」ノ附屬書「陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則」中  
ニ之ニ關スル規定ヲ存スル處帝國ニ於テハ大體之ニ準據スル方  
針ノ下ニ一方ニ於テ一般ノ國際慣行特ニ前大戰及今次戰爭ニ於  
ケル各國ノ取扱振リヲ考慮スルト共ニ他方ニ於テ帝國ノ占領地  
ノ特殊性ヲ考慮ニ入レ公正妥當ナル取扱ヲ爲シ居レリ(註)

(註) 本條約ハ一八九九年第一回「ヘーグ」平和會議ノ同名條  
約ノ補修トシテ一九〇七年ノ第二回「ヘーグ」平和會議ニ  
於テ採用セラレ帝國ハ明治四四年(一九一一年)一月六  
日附ヲ以テ之ヲ批准シ居レリ。本條約ノ適用ノ問題ニ付テ  
ハ「交戰國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニ  
ノミ之ヲ適用ス」(第二條)ルコトトナリ居リ又「一八九  
九年ノ條約ハ該條約ニ記名シタルモ本條約ヲ批准セサル諸

外務省

(日本標準規格B5)

國間ノ關係ニ於テハ依然効力ヲ有スル」(第四條第二項)  
コトトナリ居レリ。而シテ今次戰爭ニ參加シ居ル主要國ノ  
大多數ハ右兩條約共之ヲ批准シ居ルモ「イタリー」ノミハ  
一九〇七年ノ條約ヲ批准シ居ラズ又「コスタリカ」ノ如ク  
何レニモ參加シ居ラザルモノアリ(帝政時代ニ締結セラレ  
タル條約ハ全部之ヲ否認スルノ「ソヴイエット」政府ノ建  
前カラスレバ「ソ」聯モ兩條約ノ批准國ニアラズ)從テ技  
術的ニハ兩條約共ニ今次戰爭ニ適用ナシト言ヒ得ベキカ如  
キモ斯ル技術的ノ點ハ未タ問題トナリタルコトナク敵國ハ  
何レモ實質的ニ右條約ハ有效ナリトノ建前ヲ執リ居ルモノ  
ノ如シ(但各國何レモ兩條約ノ適用如何ニ關シ何等正式ノ  
意向ヲ表明シ居ラズ)

外務省

(日本標準規格B5)

(問) 帝國ノ中華民國ニ於ケル敵産取扱ヒノ根據如何、如何ニ取扱ヒ居ルヤ

(答) 日華基本條約附屬議定書第一條(註)ニ基キ中國ノ承認ヲ得テ敵産ヲ取扱ヒ居ルモノニシテ取扱ヒ振ハ帝國占領地ニ於ケル敵産ノ取扱ヒニ準ジテ行ヒ居レリ

(註) 附屬書第一條ニ左記條項アリ

「一、一、一、一、日本國ガ中華民國領域内ニ於テ現ニ遂行シツツアル戰爭行爲ヲ繼續スル期間中右戰爭行爲遂行ニ伴フ特殊事態ノ存在スルコト及日本國ガ右戰爭行爲ノ目的達成上必要ナル措置ヲ執ルコトヲ諒解ス、一、一、一、一、」  
從テ中國ニ於ケル帝國軍ノ敵産取扱ヒノ根據ハ右條項ニ基クモノニシテ占領軍トシテノ權力ニ基クモノニ非ズ現ニ中國ニ在ル帝國軍ハ本來ノ占領軍ニ非ズシテ類似ノ權能ヲ認メラレタル駐屯軍ト解スルヲ至當トス蓋シ日華基本條約ノ成立ニ依

(日本標準規格B5)

外務省

リ日華兩國間ニ善隣友好ノ關係成立シスル善隣友好ノ關係ト占領ノ存在トハ相互ニ矛盾スレバナリ

(日本標準規格B5)

外務省

香港九龍ニ於ケル「アメリカン、トレード、  
コンパニー」ノ貨物ニ關スル件

昭和十七年二月二十六日附在京端西公使渡  
外務大臣宛公信假譯

(昭和十七年三月四日 亞、一)

以書翰啓上致候陳者本使ハ在桑港「アメリカン、トレイディング、  
コンパニー」カ香港九龍ニ坐礁シ居ル「アドミラル、ワイ、エル、  
ウイリヤムス」號ノ積荷ハ如何ニナリ居ルヤヲ承知致度希氣ヲ有ス  
ル旨本國政府ノ訓令ニ基キ通報スルノ光榮ヲ有シ候  
本使ハ米國政府ニ對シ本件ニ關スル情報ヲ供給致度存候  
右通報申進旁々本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向ツテ敬意ヲ表シ候敬具

手  
書  
信  
宛  
外務大臣

外  
務  
省

CH本標準規格B5)

A 7009-17

LEGATION DE SUISSE  
AU JAPON  
EE 10.ca

Tokio, le 26 février 1942.

Monsieur le Ministre,

J'ai l'honneur de porter à la connaissance de  
Votre Excellence, conformément aux instructions que je  
viens de recevoir de mon Gouvernement, que l' "American  
Trading Company" de San Francisco désirerait savoir ce  
qu'il est advenu du cargo "Admiral Y.S. Williams" qui se  
trouvait en cale sèche de Kowloon à Hongkong.

J'attacherais du prix à pouvoir fournir au  
Gouvernement des Etats-Unis d'Amérique les informations  
qu'il a demandées à ce sujet.

Veillez agréer, Monsieur le Ministre, les  
assurances de ma très haute considération.

Le Ministre de Suisse:

A Son Excellence  
Monsieur Shigenori T o g o ,  
Ministre des Affaires étrangères,

T o k i o .

課書文  
17.2.27  
受收

17.2.28

EE

東  
亞  
司  
長

第  
一  
課

戦  
争  
時  
代  
の  
文  
書  
類  
集

LEGATION DE SUISSE  
AU JAPON  
EE 10.ca

Tokio, le 26 février 1942.

Monsieur le Ministre,

J'ai l'honneur de porter à la connaissance de Votre  
Excellence, conformément aux instructions que je viens  
de recevoir de mon Gouvernement, que l' "American  
Trading Company" de San Francisco désirerait savoir ce  
qu'il est advenu du cargo "Admiral V.S. Williams" que  
se trouvait en cale sèche de Kowloon à Hongkong.

J'attacherais du prix à pouvoir fournir au Gouverne-  
ment des Etats-Unis d'Amérique les informations qu'il  
a demandées à ce sujet.

Veillez agréer, Monsieur le Ministre, les assurances  
de ma très haute considération.

Le Ministre de Suisse:

Signé: C. Gorgé

A Son Excellence  
Monsieur Shigenori T o g o ,  
Ministre des Affaires étrangères,  
T o k i o .

帝國 外務省

在京  
獨、伊、西、葡、佛、瑞、西、羅、馬、子  
抹、アインランド、土耳其、泰、  
アルゼンチン、チリ、アチカ  
ニスタン、ルーマニア、ハンガリー

南方占領地域ニアル外國人權益ニ關スル權利義務  
得喪不承認ニ關スル通告

口 上 書

帝國外務省ハ日本軍ニヨリ占領セラレタル南方諸地域ニ存在スル權  
益ノ得喪等ニ付左記ノ如キ原則ニ據リ措置セラルヘキ旨在京  
ニ通告シ之ヲ本國政府ニ傳達セラレンコトヲ要請スルノ  
光榮ヲ有ス

(日本標準規格B5)

外務省

昭和十七年三月 日

記

一 帝國ハ陸海軍占領地ニ在ル財產(事業若ハ營業ヲ含ム)又ハ之ニ  
對スル出資ニシテ敵國若ハ敵性政權又ハ之ニ屬シ若ハ之ニ居住ス  
ル人若ハ法人ノ所有若ハ保管スルモノノ移轉(人若ハ法人ノ國籍  
ノ變更ニ依ル場合ヲ含ム)ハ客年十二月八日後爲サレタルモノ及  
十二月八日以前ニ爲サレタルモノト雖モ惡意ヲ以テ爲サレタルモ  
ノハ之ヲ認メズ  
二 帝國占領地内ニ在ル敵性以外ノ財產ト雖モ其ノ第三國ヘノ移轉ハ  
豫メ帝國官憲ノ同意ヲ得タルモノノ外ハ帝國トシテ之ヲ認メズ

(日本標準規格B5)

外務省

外機密

手紙  
白紙  
カレ

電信寫

昭和三十八〇九二 (一層) 柏林 三月十九日午後 歐通

本省 二十日夜着

駐外務大臣 大島大使

第三九九號

占領地區ニ於ケル盟邦國一人ノ權益ニ關スル件

貴電第一六九號及往電第三五〇號ニ關シ

主トシテ南印ニ於ケル獨逸人ノ私有財産處置ニ關スル當方見解左ノ如シ御參考迄

一九四〇年五月協定和議進入前明確ニ獨逸人所有ナリシコト立證セラレ居ルモノハ原則トシテ返還スルコト

三戰時ニ依リ直接及間接ニ損害ヲ蒙リタル獨逸人財産ハ賠償ノ必要ナシ

要ナシ

三、蘭印政府カ沒收セル獨逸人財産ハ冒頭貴電三ノ(一)ノ次第ハアルモ原則トシテ之ヲ返還スヘキモノト思量ス但シ之カ損害賠償ノ必要ナシ

四、獨逸和議進入以後モ南洋權益ニ關スル獨逸人ト和蘭人間ノ株式ノ賣買其ノ他ノ取引ハ獨逸國內法ニ於テハ禁止セラレ居ラス單ニ一九四〇年一月十五日公布「敵國人財産處置令」ニ依リ敵國人ニ對シ如何ナル手段ヲ問ハス直接間接ニ支拂ヲ爲スコトヲ禁シ居ルノミ又敵國ニ在ル獨逸人財産及獨逸占領地ニ於ケル外國人財産ノ届出ヲ命シ居ルノミナリ我方トシテハ此ノ種株式賣買其ノ他ノ取引ヲ否認スル御方針ナラハ此ノ際敵國人トノ通商取

其ノ他ノ取引ヲ否認スル御方針ナラハ此ノ際敵國人トノ通商取

原再回

外機密

電信寫

引ハ勿論敵國ニ存スル財産ヲ對象トスル取引ハ該メストノ  
ヲ明カニシ從テ尙印ニアル利益ニ關シ獨單和議進入以後ニ行ハ  
レタル此ノ類取引ヲ認メサル旨印ニ布告スル必照アルヘシ

(了)



昭和十七年五月廿五日

3  
5  
1  
2  
4

横濱正金銀行 取次席  
為替課長 關 洋

(横濱正金銀行)

任 務

外務省通商局  
第五課長 永岩彌生 殿

拜 啓

貴行に於ける敵性銀行取扱状況並に  
貴行同地支店再開案の件  
敬者貴行の件に關し、貴行職員は四月八日附書信より、  
紙ノ通り報告有之候間、同高御参考並に貴行に御報告  
敬具



昭和十七年四月八日

頭 取 御 席 中

於 南 貢  
正 金 銀 行 派 遣 員

拜 啓

敵性銀行ハ大体二月廿日前後爾貢ヲ引揚ゲマンダレ一へ移轉シタルモ  
ノノ如ク(内支那系銀行ハ二月十四日閉鎖ノ上ラシオヘ引揚)金庫、  
鐵庫ヲ閉シ營業所ハ什器ト雜書類ノミニテ以何トモ出來難ク且金庫ヲ  
開扉スベキ適當ナル専門家當地ニテハ見當リ不申候ニ付軍ヨリ東京ニ  
技術員二名至急派遣方要請中ニテ接收管理ハ未ダ本筋ニ入り不申候  
一方軍ハビルマノ經濟的復興ヲ促進スルタメ緊急必要ニ付正金ニ至急

開店方懇願シ居リ次デ昨七日附ヲ以テ別紙寫ノ通り開設許可並ニ指示有之大内支配人ノ着任ヲ待タス開店セヨトノ命令ニ付本日軍ヲ通シ左ノ通り御架電申上タル次第ニ御座候

電文

「ビルマ經濟安定上緊急ヲ要スルニ付四、五日中ニ支店再開方軍當局ヨリ命令アリ 當店チャータード銀行建物使用ニ決定、開業準備概ネ完了セルニ付不取敢現在員中ヨリ適任者至急任命相成度

開店準備金並ニ運轉資金所要額ハ軍ヨリノ留比軍票預金ニテ賄フ事ニ了解ヲ得タリ、尙三井、三菱、日綿ニ對シテハ十六日迄ニ開店方命令アリタル由」

又軍ヨリモ本省宛左ノ通り架電アリタル旨ニ御座候

電文

「緬甸ノ經濟的復興ヲ促進スルタメ緊急必要ニ付正金銀行ヲシテ數日

2

中ニ蘭貢支店ヲ開店セシムルコト、セルモ大内支配人未着ナルヲ以テ差當リ囑託土田與一郎ヲシテ責任者タラシメタキニ付正金ニ對シ可然取計ハレ度」

尤モ開店シテモ當分ノ間ハ左記業務ニ限ラル、モノト被存候

- 1、軍預金ノ取扱（營業資金ニ充當サルベキモノ）
- 2、一般人ノ預金（當分無利息ノ積リ）
- 3、三井、三菱、日綿ニ對スル當座並當座貸越（但シ軍ヨリノ許可證アルモノニ限ル）

4、野戰郵便局開設ニ至ル迄ノ軍人郷送

次ニ記帳ハ留比貨（在來通貨及軍票）一本建ト可致候、御承知ノ通り軍票ト在來通貨ハ等價ニテ流通セシメ居リ候處在來通貨ノ處理ニ就テハ目下研究中ノ域ヲ脱セザルニ付當局ト緊密ナル連絡ヲ保チ留通貨處理方針決定ノ方向ニ順ヒ善處可致所存ニ御座候

3

右弊電確認旁々當方事情御報告迄如斯ニ御座候

敬具

4

林政邊第二三號

主務邦人商社開設許可ノ件通牒

昭和十七年四月七日

軍政部長

大日本  
軍政  
部  
之  
印

横濱正金銀行  
商買支店代理 逕取

商買事ニ並シ當リ左記ノ商社ノ支店開設ヲ許可セラルニ付依命通  
牒ス

地開別紙番景事買ニ並キ兼務セラルレ度商社ハ軍政部長ヲシテ指示セ  
ラル

5

銀行 支店 所在地

三井物産株式会社  
三井物産山崎支店  
三井物産山崎支店  
三井物産山崎支店  
National Insurance Building No. 694 Merchant St. and  
No. 2931 Megei St. Corne  
[支店 支店 支店]

三井物産株式会社  
National Bank of India 24/38 Esplanade St.

三井物産株式会社  
National Bank of India

日本銀行株式会社  
Steel Brothers & Co., Ltd., No. 622 Merchants St.

三井物産株式会社  
Chartered Bank of India, 27, Esplanade Street,  
Australia, China.

支那の銀行

支那の銀行は、大抵、日本の銀行に支店を設けて、日本の銀行と提携して、支那の銀行業務を営んでいる。支那の銀行は、大抵、日本の銀行に支店を設けて、日本の銀行と提携して、支那の銀行業務を営んでいる。

支那の銀行は、大抵、日本の銀行に支店を設けて、日本の銀行と提携して、支那の銀行業務を営んでいる。支那の銀行は、大抵、日本の銀行に支店を設けて、日本の銀行と提携して、支那の銀行業務を営んでいる。

支那の銀行は、大抵、日本の銀行に支店を設けて、日本の銀行と提携して、支那の銀行業務を営んでいる。支那の銀行は、大抵、日本の銀行に支店を設けて、日本の銀行と提携して、支那の銀行業務を営んでいる。

馬車運文庫等ノ開設ニハ並シテ在野資本各邦人會社員ヲ以テ準備スヘシ  
同會社ハ自己ノ貯蓄ヲ以テ實施スルモノトシ當ニ大東運轉等進行ノ本  
體ヲ組織シ組織立場ヨリ經營進行ニ當ラルヘシ

馬車運ノ開業、營業ノ範圍等ハ其ノ都府府界ス  
但シ東京運轉會社銀行ハ當分ノ同一敷地以外ニ國庫金ノ取扱ニ任スヘシ  
内務部及金銀行ハ軍ノ指示ニ從ヒ軍ノ預託金若クハ預金ヲ管理經營ス  
利用スルコトヲ得

七 營業ノ狀況ハ毎月之ヲ報告スヘシ  
營業上知り得タル經濟事情ハ隨時之ヲ報告スヘシ

八 軍ニ必要ニ應ジ何時ニテモ營業並ニ財產狀況ヲ檢査スルコトアルヘシ  
六 軍ハ營業ニ關シ必要ト認ムル命令又ハ指示ヲ發スルコトアリ

下條法

國庫準備着手ノ邦人商社代表者ヲ兼メ印刷交付セシム

軍政部長 野 須 大 佐



外務省

昭和17 三二三五二 略 ダブリン 十二月二十一日後發 政

本省 二十二日前着

谷外務大臣 別府領事

合第八四號（瑞西經由）

（敵占領地内ニアル商社ニ對スル判決）

「サンデータイムス」十二月十三日經濟欄ハ左記要領記事ヲ掲ケ  
タリ

最近英國上院ハ敵國カ占領シアル領土ノ行政ヲ施行シ居ル地域ハ  
右状態ニ基キ敵性ヲ獲得セリトノ判決ヲ下セリ從テ右地域ニテ登  
録セラレタル會社ハ「コモン、ロー」ニテハ敵國法人トナリ「ロ  
イヤル、ライセンズ」アル場合ヲ除キ英國法廷ニテ訴訟ヲ提起シ

秘

電信寫

外務省

得サル次第ナリ右決定ハ慘酷ナルモ必要ニシテ左モナクハ右會社  
ハ英國法廷ニ於テ判定ヲ得ヘク右判定ニ依ル收入金ハ戰時中納入  
シ得サルモ之ヲ他ニ於テハ敵國會社ハ英國ノ「カストディーアン、  
オブ、エニミー、プロパティ」カ沒收セル其ノ債券ニ對シ中立國  
ニ於テ借金スルヲ得タリ右借金ハ戰後資金解放セラレタルトキ拂  
戻サレタルモ上記上院ノ判決ハ斯カル拔道ヲ塞ク效果アルヘシ  
判決ハ日本ノ占領セル東亞地方ニテ登録セラレタル會社ニ關係ア  
ル處護謨及錫會社ノ多クハ「プリテイシユ」ノ登録ヲ有シ居ル外  
戰後ノ立法ニ依リ右地方ヨリ倫敦ニ登録ヲ移ス便宜ヲ與ヘラレ居  
リ從テ之等會社ニ新ナル困難ヲ與フルモノト考ヘラレス次ニ敵占  
領地内ノ證券ニ付テハ沒收又ハ掠奪ノ外正當ナル所有者カ敵國ノ

秘

電信寫

外務省

利益トナルカ如キ取引ヲナスコトトナルヘシ敵國側カ證券ヲ中立  
國市場ニテ賣却スルコト等ニ付テハ英國及其ノ與國政府ハ既ニ豫  
防手段ヲ執レルモ吾人トシテハ之等政府カ戰中及戰後敵ノ壓迫ニ  
依リ又ハ其ノ利益ノ爲ニ敵占領地内ニ於テ行ハレタル證券取引ヲ  
承認セストノ合同聲明ヲ發スルコト最善ノ策ト信ス之ニ依レハ中  
立國人ハ上記種類ノ證券ヲ購入スルモ英國側市場ニテ賣却シ得サ  
ルコトトナル故右購入ヲ避クヘシ云々（了）

秘

電信寫

一 本邦内ニ於テ發行セラレタル敵國人所有ノ會社株式ニシテ本邦内  
ニ在ラザルモノヲ敵産トシテ管理ノ對象ト爲シ得ルヤ  
ニ 右株式ヲ強制賣却セシメントスル場合當該株式ヲ發行シタル會社  
ヲシテ株式ヲ再發行セシメ夫レニ依リ前ニ發行シタル株式ハ其ノ  
效力ヲ失フコトトスルヲ得ルヤ（註）

（註）昭和十七年十月十五日勅令第六八四號

敵産管理法施行令中左ノ通改正ス

第十條ニ左ノ二項ヲ加フ

大藏大臣ハ前項ノ規定ニ依リ敵産管理人ノ管理スル敵産  
タル株式ニ付賣却ヲ命ズル場合ニ於テ其ノ株式ガ本邦内  
ニ在ラザルトキハ當該株式ヲ發行シタル會社ニ對シ株式  
ノ再發行ヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ株式ノ再發行アリタルトキ  
ハ前ニ發行セラレタル株式ハ其ノ效力ヲ失フ

秘



三 本邦外貨公社債ニシテ現ニ敵國人ガ所有シ本邦内ニ在ラザルモノ  
ニ付其ノ利子及償還金（繰上償還ノ場合ヲ含ム）ヲ便宜本邦ニ於  
テ支拂ヒ直ニ敵産トシテ管理シ得ルヤ  
四 右ノ如キ外貨公社債ニシテ在外敵國人ノ所有スルモノヲ第三項ノ  
會社株式ノ如ク所有者ノ同意ナクシテ時價ニテ買入レタリト見做  
シ右支拂金ヲ直ニ敵産トシテ管理シ得ルヤ  
五 右ノ如キ外貨公社債ニシテ非敵國人ガ本邦内ニ於テ所持スルモノ  
ヲ内債ニ強制書換スルコトヲ得ルヤ

外務省

昭和18 西七二 平 呈 呈 呈  
本 省 十一月九日 後 發 政、調  
十一月一日 後 發

谷外務大臣

森島公使

呈新本情報第二一號（DLT）

（占領地内財産ニ關スル聯合國聲明ノ件）

占領地内ニ存在セル財産ノ移讓移轉ヲ無効トスル趣旨ノ聯合十七  
國ノ聲明（別電參照）五日附ニテ發表セラレタル處新聞ニ依レハ  
右ハ獨逸軍ノ大勢ト共ニ中立國內ニ於ケル各占領地財産ノ取引激  
増セルニ鑑ミ待ニ中立國人ノ注意ヲ喚起セントスルモノナル趣ニ  
テ顯著ナル例トシテ獨逸側ヨリ和蘭其他ニ於ケル美術品裝飾品ノ  
押收振ヲ書立テ居レリ（了）

電信寫

外務省

昭和18 五一三 平 里新本 一月九日午後發 政、調  
本 省 十二日前着

谷外務大臣

森島公使

里新本情報第二二號ノ一 (N L T) 別電

樞軸占領地内權利移轉無効聲明「テキスト」六日「タイムス」

His Majesty's Government in United Kingdom have today joined  
with 16 other Governments of United Nations and with French  
National Committee in making formal declaration of their deter-  
mination to combat and defeat plundering by enemy Powers of

電言寫

外務省

電言寫

territories which have been overrun or brought under enemy control. Sy-  
stematic spoliation of occupied or controlled territory has followed  
immediately upon each fresh aggression. This has taken every sort of  
form, from open looting to most cunningly camouflaged financial penetr-  
ation and it has extended to every sort of property from work of art  
to stock of commodities from bullion and banknote to stock and shares  
in business and financial undertaking. But object is always same to  
seize everything of value that can be put to aggressors profit and then  
to bring whole economy of subjugated countries under control so that  
they must slave to enrich and strengthen their oppressors. It has always

外務省

been foreseen that when tide of battle began to turn against Axis campaign of plunder would be even further extended and that every effort would be made to stow away the stolen property in neutral countries and to persuade neutral citizens to act as fences or cloaks on behalf of thieves. There is evidence that this is now happening under pressure of events in Russia and North Africa and that ruthless and complete methods of plunder begun in central Europe are now being extended on vast and ever increasing scale in occupied territories of Western Europe.

(Tuzuku)

電信寫

外務省

昭和18 年 11月9日 午後 11時 谷外務大臣

森島公使

里新本情報第222號ノ二 (M.L.P.) 別電

His Majesty's Government agree with Allied Governments and French National Committee that it is important to leave no doubt whatever of their resolution not to accept or tolerate misdeeds of their enemies in field of property however these may be cloaked just they have recently emphasized their determination to exact retribution from war criminals for their outrages against persons in occupied territories. Accordingly they have made following joint declaration and issued explanatory

電信寫

外務省

Memorandum on its meaning, scope and application. The Governments of Union of South Africa, United States of America, Australia, Belgium, Canada, China, Czechoslovak Republic, United Kingdom of Great Britain, and Northern Ireland, Greece, India, Luxembourg, Netherlands, New Zealand, Norway, Poland, Union of Soviet Socialist Republics, Yugoslavia and French National Committee hereby issue formal warnings to all concerned and in particular to persons in neutral countries that they intend to do their utmost to defeat methods of dispossession practised by Governments with which they are at war against countries and peoples who have been so wantonly assaulted and despoiled. Accordingly Governments making this declaration and

電信寫

外務省

French National Committee reserve all their rights to declare invalid any transfers of or dealings with property rights and interests of any description whatsoever which are <sup>or</sup> have been situated in territories which have come under occupation or control direct or indirect of Governments with which they are at war or which belong or have belonged to persons ~~parentless~~ (including juridical persons) ~~parentless~~'s resident in such territories. This warning applies whether such transfers or dealings have taken form of open looting or plunder or of transactions apparently legal in form even when they purport to be voluntarily effected. Governments making this declaration and French National Committee solemnly record their solidarity in this matter.

電信寫

第一類第一號

第八十一回帝國議會 豫算委員會 議錄(速記) 第五回

昭和十八年二月一日(月曜日)午前十時十分開議

出席委員左ノ如シ  
委員長 金光 庸夫君  
理事小笠原三九郎君 理事岸田 正記君  
理事田村 秀吉君 理事橋本 渡君  
理事深澤豐太郎君 理事真鍋 儀十君  
理事森田重次郎君 理事山本 桑吉君  
理事依光 好秋君 理事安藤 正純君  
理事野時 一郎君 理事伊豆 富人君  
池崎 忠孝君 理事今井 健彦君  
飯塚 茂君 理事稻葉 非亮君  
小川孝太郎君 理事小川義孝君  
太田 正孝君 理事川上 法勳君  
川崎 克君 理事岸井 壽郎君  
川副 隆君 理事岸井 西藏君  
清 寛君 理事黑澤 西藏君  
小山 谷藏君 理事小山 亮君  
小林鐵太郎君 理事佐久間道夫君  
佐々井一男君 理事阪本 勝君  
笹川 良一君 理事薩摩 雄次君  
篠原 陸朗君 理事島田 俊雄君  
下出 義雄君 理事助川啓四郎君  
田中 好君 理事田中 貢君  
田邊 七六君 理事高城 憲夫君  
鶴見 祐輔君 理事宮澤 裕君  
豐田 收君 理事豐田 豐吉君  
中村三之丞君 理事中島彌次郎君  
南條 徳男君 理事西尾 末廣君  
林 佳介君 理事馬場 元治君  
藤井伊右衛門君 理事船田 中君

本領信治郎君 星野靖之助君  
松村 謙三君 前田房之助君  
三善 信房君 村澤義三郎君  
村瀬 武男君 最上 政三君  
出席國務大臣左ノ如シ  
内閣總理大臣 東條 英機君  
陸軍大臣 橋田 邦彦君  
文部大臣 鈴木 貞一君  
農林大臣 井野 碩哉君  
厚生大臣 小泉 親彦君  
司法大臣 岩村 通世君  
海軍大臣 嶋田繁太郎君  
逓信大臣 寺島 健君  
大藏大臣 賀屋 興宣君  
商工大臣 岸 信介君  
鐵道大臣 八田 嘉明君  
內務大臣 湯澤三千男君  
國務大臣 安藤紀三郎君  
外務大臣 谷 正之君  
大東亞大臣 青木 一男君  
出席政府委員左ノ如シ  
内閣書記官長 星野 直樹君  
法制局長官 森山 銳一君  
企畫院次長 安倍 源基君  
企畫院部長 秋永 月三君  
情報局情報官 橋本 政實君  
情報局情報官 松村 秀逸君  
技術院總裁 子爵井上匡四郎君  
技術院次長 和田 小六君  
技術院參事官 本多 靜雄君

外務次官 松本 俊一君  
外務省政務局長 上村 伸一君  
外務省條約局長 安東 義良君  
外務省調査局長 山田芳太郎君  
外務書記官 佐藤信太郎君  
內務次官 山崎 巖君  
內務省國土局長 新居馨太郎君  
內務省防務局長 上田 誠一君  
大藏省總務局長 谷口 恒二君  
大藏省主計局長 植木庚子郎君  
大藏省主稅局長 松隈 秀雄君  
大藏省銀行局長 山際 正道君  
大藏書記官 前田 克己君  
大藏省長官 河野 一之君  
專賣局長官 木内 四郎君  
陸軍主計中將 栗橋 保正君  
陸軍少將 吉積 正雄君  
陸軍大佐 遠藤 賢了君  
陸軍中將 佐藤 武勝君  
陸軍主計中將 武井 大助君  
海軍主計中將 岡 敬純君  
海軍中將 網 新君  
海軍主計大佐 矢野 章君  
海軍大佐 坂野 千里君  
司法省民事局長 石田 壽君  
司法書記官 菊池豊三郎君  
文部次官 藤野 惠君  
文部省總務局長 藤野 惠君  
文部省專門教育局長 永井 浩君  
文部省國民教育局長 細野 彌三君  
文部省教學局長 近藤 壽治君

文部省科學局長 生悅住求馬君  
文部省圖書局長 松尾 長造君  
文部省教化局長 阿原 謙藏君  
農林次官 石黒 武重君  
農林省總務局長 重政 誠之君  
農林省農政局長 石井英之助君  
農林省山林局長 井出 正孝君  
農林省蠶絲局長 井上俊太郎君  
食糧管理局局長 湯河 元成君  
農工次官 椎名悦三郎君  
商工省總務局長 神田 暹君  
商工省貿易局長 山口 喬君  
商工書記官 赤間 文三君  
燃料局長官 楠瀬 常精君  
物價局長官 菱沼 勇君  
逓信省總務局長 小林 武治君  
海務局長官 松本 益吉君  
航空局長官 山田 良秀君  
厚生次官 武井 群嗣君  
厚生省衛生局長 瀧尾 弘吉君  
厚生省生活局長 石井 政一君  
厚生省勤務局長 持永 義夫君  
厚生省保險局長 平井 章君  
厚生書記官 青柳 一郎君  
厚生書記官 木村忠二郎君  
大東亞省總務局長 竹内 新平君  
大東亞省南方事務局長 水野伊太郎君  
大東亞書記官 愛知 揆一君  
南洋廳長官 近藤 駿介君

第一號 豫算委員會議錄 第五回 昭和十八年二月一日

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十八年度歳入歳出總豫算案並昭和十八年度各特別會計歳入歳出豫算案

午後三時十分開議

午後六時十分閉議

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

本ナカレバナラナイ、物ヲウツトナケルナラ、スウ云フ場合ニハサウ云フコトニ因リテ、モウ一步進ニシテ是等ノ障

ソコニ動ノテ居ル、或ハ總動員ノ色々ナク規定モソコニ動ノテ居ル、ソコニ色々ナク

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

○金光委員長 休前ニ引續キ會議ヲ開キ

デアリマセドモ、多少ノスタッフ、ガナ  
ケラズ、非常ニ此ノ事務ガ巧ク行カナイノミ  
コトヲ疑ハザルヲ得ナイデアリマス、何  
カ大キナ部局ト云ヒマス、是ハ新シイ部  
局ヲ設ケテ、又其ノ部局ノ爲ニ煩ヒガアツ  
テ、十分ノ能率ガ發揮セズト云フコトモア  
リマセウガ、極ク小チンマリトシテ簡素ナ  
總理大臣ノ此ノ權限ヲ行フコトヲ授ケテ行  
ク所ノモノガ要ルノデハナイカト思フノデ  
アリマス、大キナ部局ヲ設ケト云フコトモ  
アリマセウ、サウセウケレバ運用ガ困難  
チヤナイカト思ヒマス、ソレハ如何デセウ  
カ、又民間ノ知識經驗ト云フモノヲ用ヒ  
ト云フコトノ御話ガゴザイマシテ、是ハ私  
ハ此ノ機會ニ於テ必ズ總理大臣ノ權限ヲ強  
化シテ、今ノヤウナ大キナ目的ヲ達成セラ  
レルニハ、民間ノ知識ヲ借リル必要ガアル  
ト思フノデス、ドウ云フ形ニ於テ之ヲ取入  
レルカ、少クトモヨクブレンドト云フ  
フ言葉ヲ使ヘレバ居リマスガ、詰リ總理大臣  
ノ考ヘテ決メテ前ニ色々ノ智慧ヲ出シ合  
フ、其ノ智慧ヲ出シ合フモノヲソコニ種々  
備ヘテ置カケレバイカヌノチヤナイカト  
思フノデアリマス、サウ云フ點ニ付キマシ  
テ總理大臣ノ御所見ヲ伺ヒタト思フノデ  
アリマス、

人間ヲ出ス爲ニ已ムラ得ズ機體ヲイヂツタ  
ガ併シガラハ私モ好ズシヤツタ仕事チ  
ヤナイ、必要ガ起ツタカラヤツタノデアリ  
マス、此ノ機構イヂリト云フ點ハ私ハモウ  
出来ルダケ避ケタイト思フテ居リマス、即  
チ今回假リニ茲ニ御決定ニナルトスルナラ  
バ、是ダケノ權限ヲ御與ヘ下サレバ、立派  
ニ私ハヤツテ退ケマス、是ハ各關係ヲ十分  
働カセル、或ハ自分ノ幕僚デアル所ノ企畫  
院總裁モ働カセマセウ、必要ニ應ジテ各  
省カラ人間ヲ採ツテモヤル方法モアル、  
是ハモウ運用デス、其ノ時ニ應ジテ必要ナ  
ラドシ、ヤツテ行ケバ宜イ、併シナガラ  
只無茶ニ私ハ決メテハ掛ナイ、之ヲ決メ  
ル爲ニハ色々ノ意見ヲ聽キ、民間ノ意見ハ  
聽キ、或ハ各主任大臣ノ意見十分參照シ  
テ行キマス、併シナガラ此處ニ舉ゲラレタ  
所ノ五ツノ品目ノ生産ヲ上ゲテト云フコト  
ハ、是ハモウ國ガ死スカ生キルカノ問題ナ  
ラデスカラ、此ノ點ニ付キマシテモ凡ソ  
方面ノ意見ヲ聽キ、其ノ判斷ハ是  
ハ常識デス、其ノ判斷ニ基イテハ必要ガ  
アレバ指示シテ行ク、指示ト云フ點ハ私ハ  
輕クハ考ヘテ居ナイ、各省大臣ニ私ガ此ノ  
勅令ニ基イテ、陛下カラ御委任ヲ受ケテ指示  
シタ以上、之ニ服従スル義務ガ當然起ツ  
テ來ルノデアリマス、然ラバ指揮命令ト變  
リナイチヤナイカ、斯ウ云フ點ハアリマ  
ス、是ハ當然私ハ其ノ指示ニ對シテハ從フ  
ベキモノナリ、行政大臣トシテハ從フベ  
キモノナリ、斯ウ考ヘテ居リマス、併シナ  
ガラ指示ナクナカト云フモノハ、ソナナ生  
涯イ言葉ヲ使フノ點ハ、是ハ私ハ軍司令官  
ト云フモノバ直ツト思フ、例ヘバ軍司令官  
ノ參謀總長ニハ是ハ隸シテ居ナイ、デス  
カラ、天皇陛下カラ直接行クハ是ハ指揮命  
令デス、ガ併シナガラ參謀總長ハ是ハ各軍指  
揮スル權限ハナイ、イガ是ハ、天皇陛下ノ  
指揮ヲ發動シキイテ必要ナル指示ヲナシ得ル  
ソレナラバ其ノ指示ハ從ハナクテ宜イノ  
カ、是ハ當然從フベキモノナラデス、私ト  
他ノ各國務大臣ト云フモノハ是ハ對立デス、  
對立ト云フハソレナラシイガ、要スルニ同格  
デアリマス、國務大臣トシテハ同格デス、  
之ニ私ガ指揮命令ヲスルノモヤカシナコト  
デス、又出來ナイ、サウ云フ風ナ形デ指示  
ト云フ言葉ヲ使ヒマシタガ、併シナガラ茲  
ニ指示シ宜イト、陛下カラ御命令ガ出  
テ以上、私ハ必要ナラ指示スル、ソレニ對  
シ各省大臣ハ之ニ從フ、ガ當リ前ナ話デ  
ス、併シ茲テ法令其ノ他ニ於テ明確ニ規定  
サレテコトヲ破ツテト云フ、ソレハイヤ  
セウ、私ハサウ思フノデス、要スルニ此ノ十  
八年ト云フ年ハ、此ノ年ヲ乘切ルカドワカ  
ト云フコトハ、是ハ重大ナル事情デアリマ  
シテ、私ハ十八年ハ立派ニ乘切ツテ行キ  
イト思ヒマス、之ヲ乘切ツテ行クコト云  
フコトニ依ツテ私ハ戰争ノ相當ナル部分ハ  
解決シ得ルモノト思フノデアリマス、隨  
ヒマシテ是ガ爲ニ凡ソ方法ヲ盡ス、色々  
此ノ特別其ノ他ニモ議論ハアリマセウ、色  
色ナ理窟ハアリマセウケレドモ、兎ニ角茲  
ニ相當ナル決意ヲ持ツテ掛ル必要ガアルノ  
デアリマス、今ノ御願ヒシテ居ル所ナノデア  
リマス、民間ノ知識ヲ如何ナル方法ニ依ツ  
テ吸收スルカ、是ハ今色々考ヘ中デアリマ  
シテ、今此處デ、是ハ斯ウ云フコトヲ考ヘテ  
居ルノゲト、ソコマデ明確ナルコトハ申上  
ラ

其ノ點ニ付テ御伺ヒシテ見タイト思ヒマス  
○東條國務大臣 戰時行政職權特例ニ於キ  
マシテハ色々ノ制限ヲ設ケテアリマ  
ス、即チ第一ハ戰時ノ處置デアル、第二ハ  
此ノ大東亞戰爭ニ際シテ鐵鋼、石炭、輕金  
屬、船舶、航空機、此ノ重要物資、而モ生  
産擴充上特ニ必要ナル時ト云フ、之ニ  
限定シテ居ラナイ事柄ニ付テハ、各省大臣  
ニ必要ナル指示ガ出來ルコト云フモノハ色々  
ナ制限ヲ置イテアルノデアリマス、是ハ便  
ニ角ナンデモヤリ得ルコトガ一番便  
利デスガ、サウハ行カナイ、街クモ茲ニ總  
理大臣ニ職權強化ノ重大ナル御委任ヲ賜  
ルノデアリマスカラ、サウ云フ無茶ナコト  
ハ出來ナイ、即チ必要ナル重點ニ關シテ茲  
ニ御許シテ得ヨウト云フノデアリマス、隨  
ヒマシテ色々ナコトヲ言ヘバ、物事ト云フ  
モノハ皆繁ガツテ居ルノデ、ソレヲ全部ト  
云フコトニナレバ、此ノ制約ハナンモナ  
ラナイコトニナル、ソレデ色々議論アリ  
マセウガ、兎ニ角此ノ五ツノ品目ハ、是ハ  
戰争ニ勝チ抜ク爲ニ最重要デアリマス、  
ガ故ニ、此ノ五ツヲ拾ツテデアリマス、  
而シテ此ノ趣旨ハ、此ノ五ツノ目的ヲ達ス  
ル爲ニ必要ガアルナラバ、是ハ内閣總理大  
臣トシテハ此ノ文面ニ現ハシタ如ク、是等  
ノ物ノ生産擴充上特ニ必要ナル時ハ、是ハ  
各省大臣ニ指示ガ出來ルノデ、指示ヲシテ  
之ヲ實行シテ行キタイ、斯ウ思フテ居ル  
デアリマス、

バナリマセウガ、併シソレガ出來マシテモ  
輸送力ガナクシテ増産モ役ニ立ナイト云  
フコトニナルノデアリマス、ドウシテモ  
輸送力ト云フモノガ重要物資ノ増産ト  
離ルベカラザル關係ヲ持ツテ居ルト思ヒマ  
ス、ソレデアリマスカラ造船ト云フモノモ  
此ノ重要物資ノ五ツノ中ニ入ツテ居ル  
譯グラウト思フノデアリマス、政府ハ船ニ  
付キマシテハ隨分力ヲ入レテ居ルヤウ  
デアリマシテ、去年ハ計畫造船ト云フコト  
ヲヤラレタ、今日鐵鋼ノ利用ガ益大ニナル  
ト云フコトカラ致シマシテ、船ノ方ニ廻  
サレルト云フコトモ色々ナ角度カラ考ヘラ  
レナケレバナラズト思フノデアリマス、ソ  
コデ鐵鋼ガ節約サレルカ、或ハ鐵鋼ガ要ラナイ  
コト云フヤウナ、サウ云フ船ヲ考ヘルト云  
フモノガ當然ノコトデアリマシテ、木造船ト  
云フモノガ非常ナ問題トナツテ現ハレテ居  
ルヤウデアリマス、政府モ此ノ點ニ付テハ  
色々御考ヘニナツテ居ル點ガアルト私ハ思  
フノデアリマス、斯ウ云フ空氣ニナリマス  
ト、民間トシテモ鐵鋼ノ餘リ用ヒナイデモ  
船ヲ拵ヘヨウト云フヤウナ考ヘ、方ダシ  
ド入ツテ居ナイヤウナ船ヲ拵ヘテ居ル、サ  
ウシテ造船ヤウツテ居ルノデアリマス、南  
方ニ於テモ木造船ヲ造ルト云フコトハ政府モ御  
考ヘニナツテ居ルヤウニ伺フノデアリマス、  
南方ニ於キマシテハ、チクトト云フヤウナ  
原料モアリマス、ソレカラ向フニ造船  
技術者モ相當ナルヤウニモ聞イテ居ル  
ノデアリマス、ソレデ南方ニ於テモ木造船  
ヲ拵ヘルト云フコトノ方針一定ノ政策ガ  
立テラレテ居ルコト思フノデアリマス、  
造船ニ付テハ秘密會社トモ多少懸キマシ  
タガ、總理大臣ハ施政方針ノ演說ニ於テ、造  
船ニ關スル政策ト云フモノハ段々進んで來  
テ前途何等不安ガナイト云フコトヲ申サレ  
テ居ルノデアリマス、此ノ機會ニ於キマ  
シテ議會ヲ通シテ造船ト云フモノガ日程  
計畫サレテ居ルヲ、ドレ程能ク行ツテ居ル  
カト云フコトヲ明カニセラレルトコトガ必要  
ガト思フノデアリマス、其ノ點ニ付テ御伺  
ヒ致シマス、

ノモ、船ニ依ルコトハ正當ナ途デアリマス  
ケレドモ、船デナケレバ輸送出來ナイト心  
得ベカラズ、斯ウ云フ精神ヲ指導シテ居ル  
ノデアリマス  
○小川委員 船ヲ御用ニシヨウトスルノモ  
ソコデアリマス、船デアルカ船デナイカ  
分ラヌヤウナモノデヤツテモ、今高島式木  
造洋船ト云フモノハサウ云フモノト誤解  
シテ居リマシテ、故ニサウ云フ空氣ヲ濃厚  
ニシテ行クト、色々天才的ナ者ガ出テ來  
テ來ル、之ヲ國家ノ國策トシテ大ニ強調  
セラレコトヲ實ニ希望シテデアリマス  
○東條國務大臣 全ク御同感デアリマス、  
其ノ精神ハ私ハサウ居ル、併シナガラ現  
角——是ハ此處ニ役人ガ澤山居リマスガ、  
例ヘバ企業アリテ行クヤツテ居ル者ハ兎角  
極メニナルノデ、石炭ハ是シカナイ、何  
ハ是シカナイ、何ハ是シカナイ、無一  
盡シノ上ニ立ツテ物事ヲ決メテ行カウトス  
ル、是ハ二ト三ト寄セテ五ト云フコト  
シカ知ラナイコトデス(ヒヤ)「拍手」吾  
吾ハ二ト三ト寄セテ二十ニモ八十ニモシ  
テ居ル、今ノ輸送ノ問題デモ然リデス、一  
應算盤ヲ立テ行ケバ是シカ出來ナイコト  
ニナル、ケレドモ此處ニ必要ガアリ、其處ニ  
困難ガ生ジテ來レバ、必ズソレヲ切リ、  
ソレガ日本精神デアリ、ソレヲ今日極度ニ  
發揮シテ行ク、總テノモノヲ解決シヨ  
ト掛ツテ居ルノデス  
○小川委員 船ハ其ノ輸送力ニ付テモウ  
ツ何ヒタイ點ガアリマス、今日陸上輸送力

ウ云フヤウナコトハ、實ハ今デハモウ日本  
ノ國內ニ於テハ問題ガサイヤ、之ニ付キマ  
シテハ輸送力ガ同ジヤウナ所ヘ傾キツテモ  
ヤウニ思フノデアリマス、若シドウツテモ  
是ガ行ハレナイトスレバ、中ニハ斯ウ云フ  
コトヲ官人ガアル、モツト地域ヲ廣クシ  
テ數縣ヲ一ツニシテ、ソレデモ「プロロク」  
ヲ併ヘルナラバ、尙其ノ間ニ融通ガ出來  
ル、交流スル、小サイ縣ト云フノハ、昔  
カラノ縣デアリマス、縣ノ合併ヲ行ハレ  
テ居ナイ、經濟ト同ジヤウナ風ニ縣ガ出來  
テ居ナイ、ソコヘ持ツテ行ク縣内ノ經濟  
的ノコトヲ何カ決メテ行カウト云フノガカ  
ラ、非常ニ不自然ナ無理ナコトガ出テ居ル  
ト思フノデアリマス、此ノ機會ニ於キマシ  
テ國力ヲ十分ニ發揮シテ、總力ヲ以テ戰  
被クト云フ時分ニ、斯ウ云フ地方ノ問題  
ト云フモノハ、サラリト解決スルコトガ必  
要デハナイカト思フノデアリマスガ、總理  
大臣ノ御考ヘテ何ヒタイ  
○東條國務大臣 内務大臣何カ一ツ……  
○邊澤國務大臣 船ヲ御用ニシヨウトス  
ト思ヒマス、今ノ縣コプロクノ問題ニ付  
キマシテハ、最初サウ云フ「プロロク」ガ  
起ツト云フ原因ハ、昭和十四年ノ米ノ問題  
ガ最初デアッタヤウニ思ヒマス、當時ハ配  
給ノ組織ガマダ確立致サマセヌト、各府  
縣知事ガ今仰セヨウニ自分ノ縣内ノ治安  
ダケヲ專念致シマシテ、相當ノ供出量ガア  
リマシテモ、之ヲ他縣ニ出サナイ、斯ウ云  
フヤウナ事能ガ起リマシテ、全國ノ配給  
ノ圓滑ヲ缺ク、是ガ府縣「プロロク」ト稱シ  
テ、非常ニ非難ノ因ニナツタコト云フコトハ仰  
セヨト思ヒマス、其ノ後段ニ配給ノ  
組織ガ整備サレテ參リマシテ、御承知ノ通  
第一號第一號 豫算委員會議錄 第五回 昭和十八年二月一日



ダイカスト云フノデアリマセス、併シナ  
ガラ今ノヤウナ環境ノ下デ物價ガ多少上ツ  
テ来ルト云フコトハ惡デハナイ、ト認メテ  
サウシテソレニ對シテ策ヲ講ズルコトガ  
必要デハナイカト思フデアリマセス、殊ニ  
生産増強ト云フコトガ必要アル軍需品  
重要軍需物資ノ如キモノハ、ドウシテモ  
シナコトガアツテモ澤山ニ拵ヘナケレバ  
ラナイ、ソレガ若シモ諸物價ガ上ツテ、或  
ハ労働ノ賃銀ガ上ルカ、或ハ原料ガ上ル  
トカ、或ハ機械トカ何カガ上ルコト云フコ  
ト、ドウシテモ原價ガ上テ来ルト云フコ  
トデアレバ、之ヲ増シテヤラナケレバ、價  
格ノ上ガナケレバ増産ハ出来ナイ、サウシ  
ナケレバ増産ノ阻碍ニナルト私ハ思フデア  
アリマセス、今日ノ價格統制ノ機構ノ上ニ  
又運用ノ上ニソレガ出来テ居ルカドウカ、  
是ハ第七十七議會ニ於テ私ハ此ノ増  
産第一主義ヲ唱ヘマシテ、價格政策ニ  
シテナケレバナラヌト云フコトヲ論ジテ  
デアリマセス、其ノ時ニ政府ノ御答辯ハ個々  
ノ物ノ中デ現在ノ價格ガ必要物資ノ増産ス  
ルコトニ阻碍アリト認メテ時分ニハ、是ガ價格  
ヲ急遽ニ改訂シテ、増産ニ支障ノナイヤウ  
ニスルト云フコトヲ答ヘラレテ居ルコト  
アリマセス、急遽ニ改訂シテ云フコトガ  
大變必要ナコトデアリマシテ、是ハ賃銀ガ  
高クナツテ、原價ガ高クナツテ、ドウシテ  
モ何トカシテ賈ハナケレバイカス、斯ウ云  
フ考ヘノ下ニ價格ノ改訂ガナイト増産ガ足  
踏ミスル、サウ云フコトハ色々聞カサレテ  
居ルデアリマセス、ソコデ價格政策ト云フ  
モノヲ増産ヲ妨ゲナイヤウニサウシテ行ク  
コトガ絕對ニ必要デハナイカト思フデアリ  
マセス、サウシテ現ニ今日デハ開相場ガアリ

開取引ガアル、ソレニ對シテ經濟遠反ト云  
フモノガ擧ゲラレテ居ルデアリマセス、悉  
ク擧ゲル譯ニ行カスガ、或ハ開相場デア  
ナケレバ、増産ガ出来ヌトシタ時分ニ、財界  
ハ迷フト思フデアリマセス、財界ノ窮  
地ニ陥レルト思フデアリマセス、増産ノ國家  
至上命令ニ從ハント欲スレバ、開相場原料  
カナントカ買ハナケレバナラヌ、併シナガ  
ラ價格政策ニ敬意ヲ表スルナラバ、増産第  
一主義ヲ行フコトガ出来ナイ、進退ニ窮ス  
ルト云フコトナル、サウ云フ所ニ國民  
ヲ持ツテ行ツテ増産ヲヤレ、増産ヲヤレト  
言フテモ、是ハ難カシクハナイカ、ソコデ  
價格政策ニ付テ何カモツト實情ニ即シテ考  
ヘ方スル必要ガアルデアリマセス、開相  
場ニ極メテ程度ノ低ク時分デアレバ、公  
定價格ト開相場ガ大シテ違ヒガナイモノ  
アルナラバ、是ハ私ハ問題トスルニ足ラ  
イト思フ、併シソレガ少シ隔リガ出来テ  
ルト當局者トシテ考ヘナケレバナラヌ、當  
局者ハ此處ニ立止ツテ考ヘナケレバナラ  
ト云フコトニナルト思フデアリマセス、現  
在ノ開相場ト云フモノハ、公定價格トレ  
位離レテ居ルカ、ドウ云フ程度ニ行ハレ  
居ルカト云フコトハ私ハ申シマセス、世間  
知人ノ知ル、唯價格政策ト云フモノガ増  
産第一主義デ、今年ハ決戦期デアルト總理  
大臣ガ言ヘテ居ルヤウナサウ云フ場面  
アルトスルナラバ、増産第一主義ト云フ  
コトヲ徹底サセテ、ソレガ行ハレラユニ價  
格政策ヲ持ツテ行カナケレバナラヌト思  
フデアリマセス、政府ノ御所見如何デアリ  
マセカ

○實業國務大臣 只今ノ御質問ニ對シテハ  
主トシテ商工大臣ガ御答ヘ申上ルカト存  
ジマセガ、私ノ關スル所ノ一部申上ルカ  
是ハ寧ろ御質問ノ徑路デアリマシテ、只今ノ  
通貨膨脹ノ點デアリスガ、此ノ點ハ通貨ガ  
膨脹シタカラ、或ル程度ノ物價騰貴ハ已ム  
ヲ得ヌ、物資ノ供給増加ハ之ニ伴ハナケレ  
バナラヌ、斯ウ云フヤウナ御質問デアリマ  
私モ其ノ點モ幾分アルト認メテ居リマセ、  
又一面ニ於キマシテハ、物價ガ騰貴シマ  
シタ故ニ、現在ノ經濟界ニ於ケル流通ニ必  
要ナル通貨ガ其ノ程度ニ於テ稍増ス、斯  
云フ事情モアラウト思ヒマセ、併シ其ノ程  
度ニ先ツ支那事變開始以來五箇年分、此ノ  
間ニ大體約三十五億ノ程度デアリマセ、  
大キキ原因ヲ成シテ居ナイヤウニ存ジマ  
ス、今ノ御質問ニ對シテハ、價格ヲ只上レバ  
宜イト云フ御説デアリマシテ思ヒマセ、或  
一部ノ産業ノ價格ヲ増加シマセト、其ノ  
産業ハヤリ良クナリマシテ、色々資材モ集  
メルコトガ出来ル、努力モ集メルコトガ出  
來ル、斯ウナリマセト、ソコハ非常ニ都合  
好ク相成リマセラ、反面他ノ重要方面  
ノ努力、資材ガ大ニ缺乏セシメルヤウニ  
相成リマセ、ソコデ物價計其ノ他ニ於テハ  
マシテモ重要産業ニ重點的ニ配給スル、此  
申シナガ、ソレハ抽象論ニアラズ、此ノ  
産業ニハスカル種類ノ石炭ヲ幾、斯ウ云  
資材ヲ幾、努力ヲ幾、具體的ニナル  
次第デアリマセ、從來ノ一部ノ觀念ノヤ  
ニ、價格ノ増加スルコトニ依ツテ増産ヲ誘  
導スル、是ハ只今政府トシテハ執ツテ居  
イト思ヒマセ、御質問ノ點ハ結局鬼ノ角事  
實ニ於テ生産費ノ騰貴ハナイ狀況ニ於テ之  
放置シテ置イタナラバ、其ノ物資ハ増産出  
來ナイデアリカ、生産ガ出来ナイデアリ  
イカ、其ノ物資ガ、現下必要デアルト云

モノニ付テハ、ソコニ價格政策ヲ考ヘタナ  
ラバ宜イデアリカ、斯ウ云フ點デアラウ  
ト思ヒマセ、大體ハ基礎的物資ニ付キマシ  
テハ御承知ノ如ク石炭、鐵、農産物ノ主要  
ナルモノニ付キマシテモ、物價騰貴ヲ認メ  
マスル所謂物價ノ惡循環ノ基礎ヲ成シマ  
ルガ爲ニ、是ハ現在ニ於キマシテハ、國庫  
ノ負擔ニ於テ生産費ノ足ラザル所ヲ補給シ  
テ參ツテ居リマシテ、此ノ基礎ハ堅持致シ  
タイト思ヒマセ、問題ハ斯カル基礎的物資  
所謂惡循環ノ基礎ニナラヌ、或ハナツテモ  
極メテ其ノ影響ノ少イト考ヘル方面ノ御話  
デアラウト存ジマセ、斯カル物資ニスカル  
意味ニ於テドノ位ノ價格ノ調整ラズルカ、  
斯ウ云フコトニナリマセト、是ハ商工大臣  
ガ御答ヘ申上ルカト適當デアリマシテ、  
私ハ此ノ程度ニ止メテ置キタイト思ヒマ  
○實業國務大臣 他ノ委員會ニ出テ居リマ  
タノデ、御質問ヲ拜聴致シテ居リマセス關  
係上、或ハ多少御質問ニ副ハヌ所ガアリ  
シカラ、更ニ改メテ御答ヘサシテ載キタイ  
ト思ヒマセ

圖リマシテ、最も合理的ナル原價計算ヲ致  
シマシテ、而モ此ノ現實ノ問題ガ増産ニ支  
障ヲ來シ現價ニ生産スルコトガ損失ヲ招ク  
ト云フヤウナ事態ガ生ジマセバ、之ニ對  
シテ價格ノ是正ラズル、是ハ從來政府ノ執  
ツテ來テ居ツテデアリマセ、而シテ其ノ  
是正ニ當リマシテ、只今大藏大臣ヨリ説明  
ガアリマシタヤウニ、基礎的物資ニ付キマ  
シテハ國家ノ補償ノ他ノ方法ニ依リマシ  
テ、生産者ニ對シマシテハ生産ガ適正ニ出  
來テ行クト云フ價值ヲ與ヘマスト同時ニ、  
一般消費者ニ對シマシテハ消費者ノ價格ヲ  
上ゲナイ、之ニ依ツテ物價ノ惡循環ヲ來サ  
ナイ方法ヲ執ツテ居リマセ、其ノ他ノ物資  
ニ付キマシテハソレハ實情ニ應ジマシテ  
時々適切ナル改正ヲ施シテ參ツテ居ルデア  
アリマセ、現實ノ問題カラ申シマシテモ銅  
其ノ他ノ礦物ニ付キマシテモ、一般ニ及  
ス影響ノ少イ鉛、亞鉛等ノ物資ニ付キマシ  
テハ、適正價格ニ依ツテ是ガ是正ヲ致シ、  
鐵、石炭等ニ付キマシテハ、國家補償ノ制  
度ニ依ツテ、生産者ニ對シマシテハ、一般  
増強ニ支障ヲ來サナイヤウニ、而モ一般  
物價ニ對シマシテハ惡循環ヲ生ゼシメナイ  
ヤウニ、兩者ヲ既ニ合ハシテヤツテ居ルヤ  
ウナ御質問デアリマセ

○小川委員 今ノ物價問題ハ、是ハ私ノ申  
上ゲタコトヲ商工大臣ハ御聞キニナツテ居  
リマセヌデシタガ、唯私ガ此處申上ゲテ  
置キタイトハ價格政策、物價政策ヲ始め  
時分ト今トハ大分違ツテ居ルモノト思フ  
デス、環境ガ違ツテ居ルノガカラ其ノ環境ニ  
應ジテ色々價格政策ヲ考ヘル必要ハナイ  
カ、殊ニ開相場ト云フヤウナモノノ實態ヲ  
擧ゲ見テ、其ノ開相場ナルモノガ以前ノ

モノト今ノ程度ト云フモノヲ考ヘタラ、同  
開相場ト云フカレドモ、ソコニ國家ガ政  
策ヲ行フニ何カ得ヘネバナラヌカ、其ノヤ  
ウナコトヲ私ハ申上ゲテデアリマセガ、  
此ノ問題ハ政府ノ方ニ一ツ十分ニ御考ヘラ  
促シテ置キマシテ次ノ問題ニ移リマセ

ハセヌカト思ヒマセ  
向ホ利潤ノ問題デアリマセガ、世間ニハ  
氣ガ利潤ヲ求メテ云フコトハイカヌト云フ空  
氣ガ非常ニ濃クナツテ居リマシテ、勿論不  
當ナル利益ヲ取ルコト云フコトハ斷乎トシ  
テ之ヲ責メナケレバナリマセヌガ、所謂適正  
ナル利潤ヲ得ルコト云フコトハ、物事ヲ運  
デ行ク方法デアリ、増産スル一ツノ方法  
デアリトデアリマセ、只今物價ニ付テ適  
正價格ト云フコトヲ商工大臣ガ御話ニ依  
マシタガ、適正價格ト云フノハ、原價ヲ辨  
ジテ其ノ上ニ適正ナル利潤ト云フモノガ考  
ヘラレ、ソレガ私ハ適正價格デアルト承知  
シテ居ルデアリマセ、如何ナル方面ニ於  
テモ利潤ト云フモノハ適正ニ認メラレテ居  
ルノデアリマセ、證券取引所ヲ拵ヘマシテ  
モ、證券ガ買賣セラレルコトヲ前提シテ  
居ルノデアリマシテ、證券ト云フモノハ配  
當ガ付ク、一ツモノナイモノハナイ、付ク  
云フガ、ノールナル状態デアレ、斯ウ考ヘ  
ラレテ居ルノデアリカ、サウデナカツタ  
ナラバ證券取引所ハ要ラナイ、總之是ガ國  
營ニ移ラナラバ證券取引所ハ要ラナイ、併  
シ政府ノ大體ノ施策カラ考ヘマスト、民間  
ノ事業ハ民間人ニヤラスンダ、ソレハ株式  
會社ナラ株式會社ニヤラスンダ、ソレニヤ  
ラスナラバ適正ナル利潤ハ認めル、サウシ  
テ證券モ株式モ相當ノ價值ヲ維持スル、ソ  
レデ民間ノ資金モ又ソレニ集メル、ソレニ  
事ヲヤラヌノダ、其ノ足リナイ所ヲ國家ガ  
資本ヲ持ツテ行クノダ、斯ウ云フ大體ノ建前  
デハナイカト思フ、其ノ建前ガ若シ違ツテ  
何モ彼モ國營タ、或ハ國營ニ準ジタヤウナ  
モノニナラヌダ、斯ウ云フコトニナルト、  
茲ニ企業心ト云フモノガ非常ニ抑ハラレマ

シテ、大蔵省が此ノ會計ニ依ツテ悉ク大ナル敗産ト云フモノヲ有利ニ之ヲ經營スルカ、或ハ貸シテ行クカ、サウ云フヤウナモノデナイデ、ドウモ是ハ處置シナケレバナラヌモノデナイカト思フ、ソレデアリマスガ、敗産處理ト云フ方針ヲ制カニスル必要ガアルノデナイカ、サウシテ或ルモノハ、民營ニ移ス、或ハ官團ナラザラズモ宜シイガ、サウ云フコトヲヤツテ、其ノ局ニ當ル者ヲシテ本當ニ自分ノ經驗ト云フモノヲ使ヒ、自分ノ力量ト云フモノヲ現ハスト云フヤウナ風ニ持ツテ行ク必要ガアルト思フデアリマス、或ハ之ヲ民營ニシテト云フナラバ、會社ト云フヤウナ形ニシテト云フコトニナレバ、今例ハベソレニ當ツテ居ル人ガアリマシテモ、其ノ人間ガ一人デ實フコトヤナイ、一人デ又實フベキモノデモナイデセウ、ソコニハ適當ニ處置スル方法ガ出來テアルト思フ、民營ト云フコトニシテ、其ノ方針ガ立テバ、ソコニ南方ニアル所ノ資源ト云フモノヲ開發スル上ニ於キマシテ私ハ一生生きシテ増産ガ期セラレルコトニナルノデナイカト思フ、其ノ點カラ考ヘマシテモ、一ツ敗産處理ノ方針ト云フモノヲ明カニシ、サウシテ、或ルモノハ民間ニ移ラス、ソコニシテ、マア前段ニ述ヘマシタ精神ニ兼ヒマシテ、ソコニ事業心ガ非常ニ働ク餘地ガアルノト云フコトデ、皆ガ一緒ニナツテ増産ノ方ヘ向ツテ進ムヤウニナルノデナイカト思フ、ソコニシテ、ガカラ是ハ非常ニ影響多ク付テアリマス、ガカラ、此ノ際ニ此ノ點ニ付テノ御方針ヲ承ルコトガ出來レバ幸ヒデアルト存ジマス。

今後國營ヲ必要トスルモノガ多クハナイカ、ソレ等ニ對シマシテノ御尋ネデアリマスガ、實ハ資本ノ關係カラ、國營トスルモノガ多クイハヤウナ方向ニ行キマセウ、只今ノ資金及ビ金融政策ハ其ノ方針ヲ進メテ居リマス、只今ノ資金集積ノ方策ハ、必ず必要ナル資金、ソレガ直接國家ガ需要致シマスルモノデモ、又民間資金ノ形態ニ依リマスルモノデモ、之ヲ必ズ國民ノ蓄積ニ依ツテ作ル、然ラズンバ、斯カル原因カラ出來テ資金デアリマセウケレバ、大局論トシマシテ背後ニ物資ノ裏付ケガナイ形ヲケノ金デリマス、ソレデ所謂國民貯蓄ノ増強運動ニ付キマシテ、一德國民ノ熱意アル協力實行ヲ求メテ居ル次第デアリマス、必要ト事業ハ大キナ資本ガ要ル、併シ民間ノ蓄積、個人ノ蓄積、ソレハ或ハ銀行預金、或ハ預金保險會社等ニ集リマシテ資金デアリマス、日本銀行券ノ濫發ニ付テソレニ對シ、是レ貨幣ノ形ニシテ、實ハナイモノデアリマス、背後ニ國民ノ生産ト消費ノ節約ト云フ物資ノ裏付ケガナイ金デアリマス、斯クノ如キ方法ニ依ルコトハ避ケタイ、大體之ヲ今日マデ避ケテ參ツタノデアリマス、ソレデアリマスガ、資本ノ大小ニ依ツテ、必ず是ガ國家資金ニ依ラナケレバナラズト云フ風ナリ成ベク避ケテ參リタイ、其ノ要請デ、企業形態ヲ國家經營ニ移スト云フコトハ毛頭ナイヤウニ考ヘテ純民間組織ニ今日或ハ所謂官官半民ト申シマス、隨非ズシテ、所屬ノ官半民ト申シマス、斯ウ云フ形態ヲ執リマスルノハ、寧ろ其ノ事業其ノモノノ戰時下ニ於ケル經營ノ必要カラ起ツテ居ル次第デアリマス、然ラバ如何ナルモノヲサウ云フコトニ致シマスルカト云フコトハ總理モ度々申サレテ居リマス、ヤウニ、國民ノ創意ト熱誠ニ依ツテ此ノ時局ヲ突破スルコトヲ根本方針カラ致シマスルト、成ルベクハサウ云フモノヲ作ラヌ方ガ宜シイ、ソレガ適當デアリ、已ムヲ得ザル部分ノミニ依ル、斯ウ云フ方針デアリマス、決シテ一般ニ國營主義ヲ執ル——サウ云フコトハ先般本會議議モ御質問ニ應ジマシテ御答辯申上ゲマシタガ、主義方針ヤ、イデオロギ―行クコトデナク、現實ノ事態ヲ見定メテ行ク、出來レバ寧ろ國營の方針ヲ執ラス方ガ宜シイ、斯様ニハツキリ考ヘテ居リマス。

尙ホソコニ利潤追求云々ノ御話ガアリマシタガ、私ハ斯ウ解シテ居リマス、現在ノ時局ニ於キマシテ所謂平時自由主義デアアル時ノ如ク、此ノ事業ヲシテ幾ラ利益ガアルケレドモ、他ノ事業ヲシテ尙ホ利益ガ多ク、面倒モ少ク、ソレデ其ノ事業、或ハ仕事ノ目的、内容ガ今ノ國家ノ要請ニ合フカ、合ハヌカト云フコトハ第二ニシテ、少シデ毛儲ケガ多クイハヤウナラウツ、斯ウ云フ利潤追求ハ極力排斥シタイト思ヒマス、サウシテ適正ノ利潤ヲ得ルナラバ、假令他ノソレ以上ノ利益ガアラウトモ、其ノ事業ガ今ノ國家ノ要請ニ必要ナラバ適正ノ利潤ニ満足シテ、致メシテ國家ノ爲ニ其ノ生産ニ動シムコトガ必要デナイカト考ヘル、其ノ逆ト致シマシテ損ヲシテモ宜ク、何デモ宜ク、唯ヤレ、ソレハ到底人間ニ飯ヲ食ハズシテ、唯日モ働クコトヲ同ジデアリマス、適正ノ利潤ハ保障スル、唯利益ノ多寡ニ應ジテ之ヲ追ツテ進ラントスル態度ヲ避ケシメルト云フ意味ニ於テ利潤追求ハ不

テ具體的ニ是ハ斯ウト云フコトハ決メラレナイ、今更ニ角義務心ヲ發揮サシテ、各ノ職山其ノ他ノ經營ヲサシテ居リマスガ、將來之ヲ民營ニ移サユウナ場合ニ於テ、今マデノ彼等ノ拂ツタ功績ト云フモノハ、其ノ時ニハ十分考ヘテ行カナケレバナラズトハ思ツテ居リマスガ、今日直チ今マデ居ルカラ此ノ人間ニ將來民營ニ移ス場合ニハ一カラ十マデ渡スノダト云フコトハ小川委員 私人ノ今質問致シマシタノハ、現在ヤツテ居ルモノニ敗産處理ヲヤレト云フ意味デハナカッタ、其ノコトハ能ク申シタデアリマス、今ヤツテ居ル人ハ假令モノデアリマス、併シシテガラ民營ナラ民營ニシテト云フコトニナレバ、勢ヒ株式會社トカ、官團トカ、種々ノ形ガ考ヘラレ得ルカラ、サウ云フ形ヲ決メテ行ツタ方ガ物ガ好ク出來ルノデナイカ、増産ガ多ク期待出來ルノデナイカト云フヤウナ所カラ、出來ルモノハ早く處理シテ方ガ宜ク、出來ナイモノハ必ずシモ急ガズデモ宜クカモ知レマセウ、サウ云フヤウナコトヲ申上ゲタノデアリマス。

云フモノガ交易ニ關係シ、又物ノ増産ニ關係スル、南方地域ニ於キマシテハ私ノ承知シテ居ル所デハ通貨工作ハ成功シテ居リマス、今日ニ於テ通貨ノ膨脹ハナイ、物價ニ於キマシテモ寧ろ日本ノ膨脹ハナイ位所デアリマシテ、此ノ點カラ言ヘバ一ツ毛儲ケル所ハナイト思フノデアリマスガ、併シナガラ是カラ後ニドウ云フ趨勢ヲ迎ルカト云フコトヲ考ヘテ、ソレデ今マデソレニ對シテ對策ヲ考ヘ、必要ト考ヘラレタノデアリマス、ソレハ支那トカ、滿洲トカノ程度ハ違ヒマスガ、サウ云フ風ナリ所カラ見マシテモ、既ニ向フノ物價ガ高ク、日本ノ方ニ物資ヲ入レヨウトモ容易デナク、色々ソコニ難カシイ政策ヲ考ヘナケレバナラヌヤウニナツテ居ルノデアリマス、ガカラ南方地域ニ於キマシテモ、今ノヤウナ状態ガ續クナラバ、此ノ南方經營トカ、南方開發ト云フモノニ故障ヲ生ズルノデナイカト思フノデアリマス、此ノ好イ所ニ最モ考ヘラレタラズ必要ガアルト思フノデアリマス、就キマシテハ私ガ何故之ヲ問題ニシナケレバナラヌカト言ヒマス、一方デハ通貨ハ今ハ宜シイデアリマセウケレドモ、通貨ハ種々ニヤウニナルノデナイカ、其ノ原因ヘト申シマス、開發スルノデアリマスカラ、ドウシテモ金ガ要ル、其ノ金ハ今日迄ハ或ハ軍票デアリマセウケレドモ、是カラハ南方開發金庫券ト云フモノガ出テ來ル、其ノ事業ガ多ク、多ク程南方金庫券ガ多クナル、或ハ軍票モ多ク出テ來ル、其ノ事業ガ多ク、多ク程南方金庫券ガ多クモ占領シテソコニ破壞ガアリ、ソレヲ早く取戻シ、ソレ以上ニ良く持ツテ行カウツ

テモ外レテ來ルコト云フコトニナラザラ得ナイノデアリマス、サウ云フコトガアレバ物價ガ上ル、物價ガ上ルト云フコトハ、治安維持ノ上ニ於テモ影響アルコトデアリマス、ガカラ、治安維持ノ方カラ考ヘマシテモ、是ハ如何カノ對策ヲ今カラ用意シテ置カナケレバナラズト思フノデアリマス、物價ニ付テ現ニ角裏付ケ物價トシテ何カ彼處ニ流ス、コツチカラ持ツテ行カナケレバ向フデ付ヘサス、其ノ物ヲ拵ヘルコトニ付キマシテハ、コツチノ資材トカ何カ云フモノハ十分ニ分テラレナイカモ知レマセウ、併シコツチニ無用ニナツテ居ル——無用デハナイ、屑ニシヨウト云フヤウナ、例ハ機械、織機工業ナラ織機工業ノ機械、或ハ雜貨ノ機械、サウ云フヤウナモノノ——船ニ條件付ケラレケレドモ、何カノ便デアラニシテ行ツテ、向フデ相當ノ品物ヲ送ラサルカラ、裏付ケ物價ト云フモノガ通貨ノ膨脹ニ對シテ平均シテ、同ジヤウニ並行シナクテモ、兎ニモ角ニモ其處ニ物ヲ與ヘル、物ヲ拵ヘルコトヲ云フヤウナ政策モ斯ウ云フ方面カラ考ヘラレタノデナイカト思フノデアリマス、併シ其ノ開キガ物ヲ以テ賄フコトガ出來ナケレバ一體ドウスルカ、ソコニ私ハ非常ニ對策ガ必要ト考ヘテ居ルノデスガ、其ノ方面ニ於ケル政府ノ御用意ハ如何デアリマセウカ。

○東條國務大臣 御答へ致シマス、南方地域ノ問題ニ付キマシテハ、御承知ノ通り南方地域ニ於キマシテハ目下統帥命令ニ依ツテ作戰上ノ必要ニ基キテ軍政ヲ施行セラレテ居ルノデアリマシテ、政府ノ行政行爲ハ未ダ行ハレテ居ラナイノデアリマス、此ノ

○東條國務大臣 今ノ色々ノ御心配ノ點洵ニ一面御尤モナ點ト思ヒマス、一應ソレニ對シマスル政府ノ所信ニ付キマシテハ、只今大藏大臣及ヒ商工大臣カラ御話申上テタ通りデアリマス、私モサウ考ヘテ居リマス、併シナガラ私個人トシテハ、密カニ今アナタノ御憂慮ニナル點ハ十分前カラ頭ヲ痛メテ考ヘテ居ルデアリマス、併シナガラ此ノ點ニ付キマシテ一言半句モ意思表示ヲシタコトハゴザイマセヌガ、兎ニ角其ノ點ニ付テ之ヲ簡單ニ考ヘテ居ル、或ハ全然考ヘテ居ラヌト云フ風ニ御取リテ願ハナイヤウニシテ戴キタイト思ヒマス(拍手)

○金光委員長 本日ハ此程度ニ止メ、明日ハ午前十時ヨリ開會致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時六分散會

○東條國務大臣 今ノ色々ノ御心配ノ點洵ニ一面御尤モナ點ト思ヒマス、一應ソレニ對シマスル政府ノ所信ニ付キマシテハ、只今大藏大臣及ヒ商工大臣カラ御話申上テタ通りデアリマス、私モサウ考ヘテ居リマス、併シナガラ私個人トシテハ、密カニ今アナタノ御憂慮ニナル點ハ十分前カラ頭ヲ痛メテ考ヘテ居ルデアリマス、併シナガラ此ノ點ニ付キマシテ一言半句モ意思表示ヲシタコトハゴザイマセヌガ、兎ニ角其ノ點ニ付テ之ヲ簡單ニ考ヘテ居ル、或ハ全然考ヘテ居ラヌト云フ風ニ御取リテ願ハナイヤウニシテ戴キタイト思ヒマス(拍手)

○金光委員長 本日ハ此程度ニ止メ、明日ハ午前十時ヨリ開會致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時六分散會

○東條國務大臣 今ノ色々ノ御心配ノ點洵ニ一面御尤モナ點ト思ヒマス、一應ソレニ對シマスル政府ノ所信ニ付キマシテハ、只今大藏大臣及ヒ商工大臣カラ御話申上テタ通りデアリマス、私モサウ考ヘテ居リマス、併シナガラ私個人トシテハ、密カニ今アナタノ御憂慮ニナル點ハ十分前カラ頭ヲ痛メテ考ヘテ居ルデアリマス、併シナガラ此ノ點ニ付キマシテ一言半句モ意思表示ヲシタコトハゴザイマセヌガ、兎ニ角其ノ點ニ付テ之ヲ簡單ニ考ヘテ居ル、或ハ全然考ヘテ居ラヌト云フ風ニ御取リテ願ハナイヤウニシテ戴キタイト思ヒマス(拍手)

○金光委員長 本日ハ此程度ニ止メ、明日ハ午前十時ヨリ開會致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時六分散會

○東條國務大臣 今ノ色々ノ御心配ノ點洵ニ一面御尤モナ點ト思ヒマス、一應ソレニ對シマスル政府ノ所信ニ付キマシテハ、只今大藏大臣及ヒ商工大臣カラ御話申上テタ通りデアリマス、私モサウ考ヘテ居リマス、併シナガラ私個人トシテハ、密カニ今アナタノ御憂慮ニナル點ハ十分前カラ頭ヲ痛メテ考ヘテ居ルデアリマス、併シナガラ此ノ點ニ付キマシテ一言半句モ意思表示ヲシタコトハゴザイマセヌガ、兎ニ角其ノ點ニ付テ之ヲ簡單ニ考ヘテ居ル、或ハ全然考ヘテ居ラヌト云フ風ニ御取リテ願ハナイヤウニシテ戴キタイト思ヒマス(拍手)

○金光委員長 本日ハ此程度ニ止メ、明日ハ午前十時ヨリ開會致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時六分散會

○東條國務大臣 今ノ色々ノ御心配ノ點洵ニ一面御尤モナ點ト思ヒマス、一應ソレニ對シマスル政府ノ所信ニ付キマシテハ、只今大藏大臣及ヒ商工大臣カラ御話申上テタ通りデアリマス、私モサウ考ヘテ居リマス、併シナガラ私個人トシテハ、密カニ今アナタノ御憂慮ニナル點ハ十分前カラ頭ヲ痛メテ考ヘテ居ルデアリマス、併シナガラ此ノ點ニ付キマシテ一言半句モ意思表示ヲシタコトハゴザイマセヌガ、兎ニ角其ノ點ニ付テ之ヲ簡單ニ考ヘテ居ル、或ハ全然考ヘテ居ラヌト云フ風ニ御取リテ願ハナイヤウニシテ戴キタイト思ヒマス(拍手)

○金光委員長 本日ハ此程度ニ止メ、明日ハ午前十時ヨリ開會致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時六分散會

昭和十八年二月一日印刷

昭和十八年二月二日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

昭和十八年二月一日

REEL No. A-1168

0543

アジア歴史資料センター

南總參 密第六七〇號

占領地域内ニ於ケル敵産管理暫定取扱要領ニ關スル件

昭和十八年三月二日

南方軍總參謀長 黒田重徳

占領地域内ニ於ケル敵産管理暫定取扱要領別冊ノ通り定メラレタル  
ニ付爾今右ニ依リ處置相成度依命通牒ス

タイプライター用重寫用半紙(石井納)

大東亞省

(東京1730) (日本標準規格 B6)

秘 秘

占領地域内ニ於ケル敵産管理暫定取扱要領

大東亞省

目 次

- 一、敵産處理ノ方針
- 二、敵國ノ範圍
- 三、敵産ノ範圍
- 四、敵産ノ押收沒收
- 五、敵産ノ調査
- 六、敵産ノ評價
- 七、敵産ノ管理
- 八、敵産ノ管理機關
- 九、敵産ノ處分
- 十、敵産ノ會計的處理
- 十一、敵産管理報告
- 十二、敵産調査簿

B4タイプライター専用紙

(東東 4005) (日本標準規格 B4)

一、敵産處理ノ方針

帝國軍ノ作戰地域内ニ於ケル敵國及敵國人ノ財産ニシテ必要アルモノハ帝國ノ戦力培養並ニ敵ノ戦後ノ復活封止ノ爲之ヲ拔本的ニ處理シ帝國ニ歸屬セシムルト共ニ適切ナル經營形態ヲ整ヘ以テ國家ノ總力ヲ益々本戦争ノ遂行ノ一途ニ集中發揮セシムルト共ニ敵ノ措置ニ依リ帝國側ノ蒙リタル損害補償ノ擔保ヲ保全センコトヲ期スルモノトス

二、敵國ノ範圍

敵國ノ範圍ハ大本營ノ指示ニ依ル（昭和十七年陸亞密電第一五四二號ニ依ル）

斷交國關係ノ財産ニ對スル措置ハ當該國ノ執ル態度ニ對應シ適宜

大東亞省

決定スルモノトス

三、敵産ノ範圍

(1) 敵産ノ範圍

左ニ掲クルモノニ屬スル財産（事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム）ヲ以テ敵産トス

左ニ掲クルモノノ保管スル財産ハ其ノモノニ屬セサルコト明白ナルカ又ハ特ニ證明セラレタル場合ノ外ハ其ノモノニ屬スル財産ト看做ス

(1) 敵國（敵性政權ヲ含ム以下同シ）

(2) 敵國ノ公共團體及之ニ準スルモノ

(3) 敵本國籍ヲ有セル個人（混血兒ヲ含ム）

B4タイプライター専用紙

(東東 4006) (日本標準規格 B4)

- (4) 中立國人、原住民、華僑、印度人等ニシテ利敵行爲ヲ爲セル者
- (5) 原住民、華僑、印度人等ノ現地人ニシテ敵國領土ニ逃亡セル者但工作上特ニ必要アル場合ハ別ニ考慮スルコトヲ得
- (6) 敵國內ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人
- (7) 敵國ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ前號ニ該當セサルモノ（日本人、樞軸國人、中立國人、原住民、印度人、華僑ヲ主トスル法人ヲ除ク）
- (8) 敵國法人以外ノ法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數カ前各號ニ該當スルモノニ屬スルモノ

大東亞省

- (9) 前三號ニ該當セサルモ利敵行爲ヲ爲セル法人
- (ロ) 敵産ノ認定方針
  - (1) 敵産ノ認定ハ之ヲ積極的ニ實施シ調査不能等ノ理由ニ依リ疑問アルモノハ敵産ニ準シ取扱フモ逐次條件判明スルニ從ヒ公正ナル認定ヲナスモノトス
  - (2) 各部隊進入當時軍事上ノ必要ニ基キ之カ管理又ハ處分ノ實績アルモノハ前項ニ準シ取扱フモノトス
  - (3) 原住民、華僑、印度人等ノ現地人ニシテ戦争ニ伴ヒ逃亡シタルモノ又ハ敵性アリト認め處罰又ハ收容セラレタルモノノ財産ハ敵産ト看做ス
  - (4) 敵國ニ依リ敵産トシテ處理セラレタルモノ又ハ戦争ニ伴ヒ行

(東京 4005) (日本戦争規程 B4)

B4タイプライナー製図用紙



四 敵産ノ押收没收

先不明トナリタルモノノ財産ハ之ヲ敵産ニ準シテ保護管理ス

(イ) 軍司令官（總司令官及各軍司令官ヲ謂フ、以下同シ）ハ占領地域内ニ於ケル敵産ニシテ戦争ノ必要ニ基クモノ、皇國ノ戦力培養又ハ敵性勢力拂拭等ノ爲必要アルモノハ之ヲ押收スルモノト

ス

(ロ) 押收セル敵産中國有動産、公有動産又ハ敵對行爲ニ使用セラレタル私有動産（敵側ニ依リ故意ニ破壊セラレタルモノヲ含ム）ハ之ヲ没收スルモノトス

(ハ) 押收セル敵産ニ關シテハ戦争開始後ニ於ケル讓渡其他權利義務ノ得喪ニ關スル一切ノ行爲ハ軍司令官ノ認可ヲ受ケシムルヲ要

大東亞省

五 敵産ノ調査

敵産ノ調査ハ昭和十八年一月七日附陸亞密第五六號「敵産調査要領」ニ依ルモノトス

右ニ基ク調査實施規程ハ追テ總司令官ヨリ之ヲ指示ス

六 敵産ノ評價

押收敵産ノ現在評價ハ現地時價ニ依ルモノトシ現地時價ハ原則トシテ押收當時ニ於ケル當該敵産帳簿價格ニ適正ナル修正ヲ加ヘ之ニ物價變動率ヲ勘案決定スルモノトス

但シ右ニ依リ難キ場合又ハ右評價額不當ナリト認めラルル場合ハ復成式評價若ハ收益還元評價ニヨリ又ハ之ヲ參酌シ決定スルモノ

B4マイプライター製書用紙

(東京 4005) (日本標準規格 B4)

七 敵産ノ管理

トス

(イ) 敵産ハ軍隊ニ於テ軍事上ノ必要ニ基キ使用又ハ直營シ若ハ將來使用又ハ直營スルコト確實ナルモノヲ除キ總テ軍政總監部及軍政監部ニ於テ之ヲ管理スルモノトス

現ニ軍隊ニ於テ直接管理シアルモノニ付テハ此際之ヲ再檢討シ其管理ハ必要最小限度ニ止メ成ル可ク速カニ軍政總監部又ハ軍政監部ニ移管スルモノトス但シ將來軍隊ニ於テ必要アルトキハ再ヒ軍隊ニ移管スルモノトス

(ロ) 前項ニヨリ軍隊ニ於テ使用又ハ直營シ若ハ將來使用又ハ直營スルコト確實ナル敵産ニ付テハ軍隊ニ於テ直接管理シ之ニ必要ナル規定ハ別途定ムルモノトス

大東亞省

(ハ) 押收若ハ沒收シタル敵産ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ保管シ其性質ニ依リテハ之カ運營利用ヲナシ以テ其經濟的利用ニ遺憾ナカラシムルモノトス

(ニ) 公共用財産及公用財産ニ付テハ差當リ直接公共用又ハ公用ニ供スルモノニ對シ貸下ケ將來歸屬決定ノ上之ニ移管スルモノトス

(ホ) 敵國ノ國有又ハ公有タリシ財産ニシテ當該政府又ハ公共團體ノ主要ナル財源タリシモノニ付テハ其財政ノ狀況ニ應シ必要ト認ムル場合ハ總司令官ノ認可ヲ經テ無償貸付ケ得ルモノトス

(ク) 工場、事業場、鐵道、船舶、通信施設等ノ管理ニ關シテハ差當リ概ネ「占領地域内ニ於ケル押收工場、事業場等ノ軍管理要領」

日タイアライム

(東京 4005) (日本領事館格 B4)

(昭一六一三三〇大本營陸軍部、南方經濟陸軍處理要領附録第一)ニ依ルモ就中現在ノ

(1)公有又ハ私有ニ屬スルモノト雖モ必要アル場合ハ國有ノモノニ準シ管理及用益權者トシテ管理經營スルモノトス

(2)工場、事業場等ノ委託經營ハ經營擔當者ニ對シ毫末モ特權ヲ既成事實トシテ與ヘタルモノニアラサルコトヲ徹底セシムルト共ニ、之等ノ工場、事業場等ノ處分ニ付テハ慎重ニ考慮ノ要アルヲ以テ差當リ之ヲ爲ササルモノトス

(1)委託經營工場、事業場等ニ付テハ經營擔當者ヲシテ之カ固定並ニ流動資産ニ付善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ保管管理セシムルモノトス從テ受託者ハ原則トシテ同時ニ敵産管理人タルモノトス

大東亞省

(チ)經營擔當者ニ對シテ經營ノ委託ヲ爲シタルトキハ經營擔當者ヲシテ左ノ處置ヲナサシムルヲ要ス

(1)固定資産及流動資産ハ委託經營開始ノ當初ニ於テ之ヲ精密ニ調査セシメタル上適正ニ評價セシメ且爾後ニ於ケル増減ヲ明確ナラシムルコト

(2)固定資産ハ經營委託前ヨリ存スルモノト經營擔當者ノ新ニ施設セルモノト別個ノ勘定トナシ之ヲ明確ニ區分セシムルコト

經營委託以前ヨリ存スル流動資産ハ必要ニ應シ經營擔當者ニ對シ時價ニヨリ拂下クルコトヲ得ルモノトス

(リ)敵性銀行ノ管理ニ付テハ別定「南方地域ニ於ケル銀行ニ關スル

B4タイプライター専用紙

(東京 4006) (日本標準規格 B4)

措置要領」及「敵性銀行ノ清算處理要領」並ニ「敵性銀行處理ニ關スル件」ニ依リ處理スルモノトシ右ニ規定ナキ事項ニ付テハ一般ノ要領ニ依ルモノトス

(イ)敵性保險會社ノ管理ニ付テハ「敵性保險會社ノ清算處理要領」ニ依リ措置スルモノトス

ハ、敵産ノ管理機關

(イ)軍政總監部又ハ軍政監部ニ於テハ敵産管理部長又ハ敵産管理ニ關スル主任擔當官ハ主任敵産管理官トシ軍隊直接管理以外ノ敵産ノ管理ニ任スルモノトシ更ニ必要ナル地域若ハ一定ノ敵産ニ付テハ分任敵産管理官ヲ設置シ各其擔任地區ニ於ケル敵産又ハ其擔任敵産ノ管理ニ任セシムルコトヲ得ルモノトス但シ重要ナルモノ又ハ特ニ其必要アルモノニ付テハ主任敵産管理官自ラ管理スルコトヲ得ルモノトス

### 大東亞省

(ロ)敵産管理官ハ其所管ニ屬スル敵産ノ品目、員數、場所、管理方法、管理人、評價額等ニ就キ調査書類ヲ作成シ主任敵産管理官ニ定期的ニ報告スルモノトス

- (ハ)敵産管理官ハ左記事項等ニ關シ其事務ヲ執行スルモノトス
- (1) 敵産ノ新ナル認定
  - (2) 敵産管理ニ伴フ果實ノ徵收並ニ管理費用ノ支出
  - (3) 特ニ定ムルモノ又ハ中央ニ於テ決定スルモノノ外敵産管理人ノ選定任命及解任
  - (4) 敵産管理人ニ對スル報酬ノ支給

日本標準規格 B4

(東東 4005) (日本標準規格 B4)

但シ前項第一、第二號ノ重要ナルモノニ付テハ敵産處理委員會ノ決議ヲ經テ軍政總監又ハ軍政監之ヲ實施スルモノトス

(ニ)軍司令官ハ敵産ノ處分、工場事業場ノ管理人ノ選定、賃賃價格及管理人ノ報酬ノ決定等ノ中重要ナルモノ其他特ニ附議スル事項ヲ審議決定セシムル爲メ其所轄區域内ニ敵産處理委員會ヲ必要ナル地域ニ地方敵産處理委員會ヲ設クルモノトス

委員會ノ構成及職務權限ハ軍司令官之ヲ定ム

(ホ)敵産管理官自ラ敵産ヲ管理スルコト能ハサルトキ其ノ他必要アルトキハ敵産管理人ヲ選定任命スルモノトス

敵産管理人ハ可成身元確實ナル日本人トシ已ムヲ得サル場合ト雖モ敵性ナキ身元確實ナル良民ヲ選定スルモノトス

大東亞省

(ハ)財産管理人敵産ノ管理ヲ命セラレタル時ハ遲滞ナク當該敵産ニ關シ財産目錄ヲ作成シ所屬管理官ニ提出スルト共ニ必要ナル帳簿ヲ備へ爾後ノ經過ヲ記録シ置クモノトス

尙右敵産カ工場事業場ナル場合ニ於テハ資産ノ増減、投資額及經營ニ伴フ收支ニ付特ニ明瞭ナラシムルモノトス

九 敵産ノ處分

敵産ノ處分方針ノ決定ハ其ノ關係スル處大ナルヲ以テ各般ノ事情ヲ勘案シ慎重ニ取扱フヲ要スルヲ以テ當分ノ間原則トシテ軍事上生産並消費上必要ナル原材料製品及物品等ヲ除外其ノ他ノ敵産ノ處分ハ之ヲ差控フルモノトス

十 敵産ノ會計的處理

日本標準規格 B1

(東原 4005) (日本標準規格 B1)

没收現金及没收財産處分ノ對價ハ臨時軍費軍資金歲入ニ繰入レ  
ルモノトス(但シ將來ハ近ク制定サルヘキ特殊財産資金特別會計  
ニ組入ルルコトナル見込)

没收シ得サル押收現金及押收財産ノ處分對價ハ軍經理部又ハ軍政  
總監部若ハ軍政監部ニ於テ別途保管シ將來ノ處理ニ遺憾ナカラシ  
ムルモノトス

敵産ノ保管運營ニ伴フ收支ハ軍政會計ニ歸屬セシムル如ク  
措置スルモノトス

士敵産管理報告

(イ)分任敵産管理官ハ半期毎ニ其ノ管理スル敵産ノ期末現在ノ狀況  
ニ付主任敵産管理官ニ報告スルモノトス

大東亞省

(ロ)軍政監ハ主任敵産管理官ヲシテ前項ノ報告ニ基キ其ノ所轄内ニ  
於ケル敵産ノ半期末現在ニ於ケル管理狀況報告書ヲ作成セシメ  
軍政總監ニ提出スルモノトス

(ハ)軍政總監ハ前項ノ報告書ニ基キ其ノ所轄内ニ於ケル敵産管理狀  
況總報告書ヲ作成シ陸軍大臣ニ提出スルモノトス

去敵産調査簿

分任敵産管理官ハ其ノ所管ニ屬スル敵産ニ關シ敵産調査簿ヲ備付  
クルモノトス(近ク中央ヨリ配付ノ調査表ヲ以テ充當スルモノト  
ス)

主任敵産管理官ハ其ノ管下分任敵産管理官所屬ノ敵産調査簿ニ關  
スル集計簿ヲ整備スルモノトス

(東京 4005) (日本標準規格 B1)

(イ) 敵産調査簿ハ左ニ區分ス  
 企業ニ屬セサル財産  
 企業ニ屬スル財産

(ロ) 敵産調査簿ノ口座ヲ左ノ四種ニ區分ス  
 國有  
 公有  
 私 有  
     法人所有  
     個人所有

(ハ) 敵産ニ關スル諸般ノ調査ニ當リテハ現地市町村長ニ對シ管内ノ敵産ニ關スル報告義務ヲ課スル等ノ方法ニ依リ出來得ル限り事務ノ簡易化ヲ圖リ其ノ完成ヲ速カナラシムルモノトス

参考

宣戰國及斷交國名 (昭和十七年陸軍密電第一五四二號ニ依ル)

國 種 別	國 名	國 數
帝國ヨリ宣戰セル國	米國、英國 キューバ、ドミニカ、ホンジュラス、 ガテマラ、コスタリカ、ニカラガ、 サルバドル、ハイチ、和 蘭、 墨 國、 パナマ、 ベルギー、 イラク、 エジプト、 コロンビア、 諾 威、 ギリジャ、 ベネズエラ、 ヘルー、 ウルガイ、 伯 國、 ボリビヤ、 エグアドル、 パラガイ、 イラン	二
帝國へ宣戰セル國		一二
帝國へ斷交セル國		一三

抄  
14  
5  
5  
5

昭和 八六三四 哈 六月九日後發 政

本 省 十日前行

廣光外務大臣

別府總領事

第一一五號ノ一(瑞西經由)

(「ベナン」南方保護國ノ現狀通報ノ件)

買電第一一號ニ即シ

(各年)

一、當國外務省ヨリ公文ヲ以テ本件「ヤムセン」保護會社カ「ベナン」附近ニ於テ所有スル保護園ニ付近々附權ノ株主總會ヘノ報告材料トシテ送附會ニ於テハ右保護園ノ狀況千九百四十一年十一月五日來本年三月三十一日迄ノ收益支出生産及買在庫高等承

秘

電信寫

外務省

秘

電信寫

知致度ク尙利益金ハ當地ヘ送付方若シ右不可能ナルニ於テハ馬來ノ同會社預金ニ納入アリタキ旨願出テタル趣ヲ以テ日本官憲ニ於テ何分ノ配慮アリタキ旨申越セリ  
右ニ對シ本官ヨリハ本件會社ノ國籍問題ニ付利益金交付其ノ他ノ問題ハ現在考慮シ得サルモノナルモ本件ニ關シ現地ニ照會スヘキ旨回答シ置キタリ  
ニ、冒頭貸電末尾ノ次第(一、保護園トシテ管理云々ノ點)ハ追テ調査ノ上ニテ最後のニ保護ナルヤ中立産ナルヤヲ決定スルモノト解釋シ當國政府ニ對シテハ一應英國籍ト看做シ彼ノ保護園ト一括管理中ノ旨傳達シ置キタルモ先方ハ本會社ノ愛蘭國籍タルヲ主張シ居リ此ノ建前ニテ右申越セル次第ナリ

外務省



電信寫

祕

三就テハ此ノ際國籍ニ關スル我方意見ヲ明確ニ致度ク當國政府ノ  
 論議タル本店所在地法主義ノミニ依レハ當國國籍ナルヘシト存  
 セラルルモ現地ノ事情ヲ明カニセサル本旨トシテ積極的ニ意見  
 ヲ具申スル立場ニ在ラス實方ニ於テ我方法律上ノ解釋及現地法  
 制ノ國籍ニ照ラシ英國會社ニアラス當國會社ニシテ且其ノ他現  
 地ノ實狀ニ基キ戰時國際法上中立性ヲ認ムルコト差支無シト判  
 判定之有ラハ利益金送付其ノ他ノ問題ハ別トシテ先方ノ主張ヲ  
 認メ本件保護國ヲ中立財產トシ別當ニ管理セラルルコトト致度  
 ク(或ハ戰後迄懸案トスルカ)何分ノ護照同電アリタシ

(續ク)

外務省

電信寫

祕

昭和18 八五七五 略  
 ダブリン 六月八日後發 政  
 本省 九日前着  
 重光外務大臣  
 別府總領事  
 第一一五號ノ二(瑞西經由)  
 四從前ノ馬來法又ハ海峽殖民地法ニ依リ設立セラレタル子會社存  
 スルヤ否ヤノ問題アリ當國當局ニ質シタル處無シト稱セリ又係  
 官ハ當國ニテ設立ノ會社ハ(個人ノ場合ト異ナリ)英國政府ヨ  
 リ其ノ僑英國會社トシテ取扱ハルルコトナシ(個人ノ場合ハ當  
 國政府側ハ英國々籍ト愛爾國籍トヲ區別スルモ英國側ハ當國ノ  
 見解如何ニ拘ラス英帝國人「コンモン、ステイタス」ノ立場ヨ  
 リ當國人モ「ブリタニ」ト看做シ居レリ)ト申シ居タルモ此等

外務省

祕

電信寫

ノ點充分御取調アリ度ク尙本件調査上當國ニ於テ明カニシ置ク  
ヘキ點之有ラハ其ノ旨御申越アリ度シ  
又? 敵産ト決定セサル場合ハ英國側ニ知レテモ差支ナキ範圍ニテ  
護謨園ノ近況等ノ情報ヲ供給シ遣ルコトト致度シ(了)

外務省

極秘

(昭一八、六、二一條三)

占領地等ニ於ケル中立國私有財産ノ取扱ニ關スル件  
 (「ヤムセン」護謨會社所有護謨園ノ問題ニ關聯シ)

「從來ノ國際法ニ於テ占領軍ハ占領地ニ在ル私有財産ヲ尊重スベキモノトセラレ而シテ占領地内ニ存スル中立國民所有ノ財産モ敵國民所有ノ財産ト何等異ル取扱ヲ受クルコトナシトセラル。

「今次大東亞戰爭ニ際シ帝國ハ「帝國軍ノ作戦地域内ニ於ケル敵國及敵國人ノ財産ノ處理運營ニ關スル件」ニ依リ作戦地域内ニ於ケル敵國及敵國人ノ財産ニシテ重要ナルモノハ帝國ノ戦力培養並ニ戦後復活封止ノ爲之ヲ拔本的ニ處理シ帝國ニ歸屬セシムルコトトセリ。茲ニ於テ占領地ニ在ル一ノ財産ガ敵産ナルヤ否ヤガ先ヅ問題トナツテ來ル次第ナリ。

「然ルニ何ヲ以テ敵國及敵國人ノ財産ト爲スベキヤノ點ニ付テハ右ノ處理方針ニ於テ何等定ムル所ナシ。從ツテ結局本邦内ノ敵産管

(日本標準規格B5)

外務省

理ニ於ケル敵性判定ノ規程ヲ準用スル外ナカルベキ處敵産管理法ハ法人トシテハ公共團體及之ニ準ズルモノノ外左ノモノヲ以テ敵性アルモノト爲シ居レリ(敵産管理法施行令第二條及第三條)。

(一)敵國內ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人

(二)敵國ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ前號ニ該當セザルモノ

(三)法人ノ敵國內ニ在ル支店其ノ他ノ營業所

(四)敵國人以外ノ法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半数以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半数ガ敵國、敵國人又ハ敵國內ニ居住スル個人ニ屬スルモノ

而シテ右ノ原則ヲ占領地ニ在ル財産ニ付準用スルニ當リテハ右ノ各號ニ所謂敵國ハ當該占領地ヲ含マザルモノト解スベキハ當然ナリ。

「本件「ヤムセン」護謨會社ハ前項ノ(一)及(二)ノ點ニ於テハ敵性ヲ有

(日本標準規格B5)

外務省

セザルコト明カナルモノノ如ク又(三)ノ點ハ此ノ場合問題トナラザ  
ルニ依リ結局同會社ノ謾膜圖ヲ敵産ナリトスベキヤ否ヤヲ判定ス  
ルニ付テハ更ニ(四)ノ點即チ同會社ノ資本構成及營業上ノ支配關係  
等ヲ本社及現地謾膜圖ニ付調査スルノ要アリ。而シテ其ノ結果同  
謾膜圖ガ敵産ニ非ザルコトヲ明カトナリタル場合ニ於テハ改メテ  
之ヲ中立國人ノ財産トシテ管理セシムルコトトスベキナリ。

外  
務  
省

(日本標準規格B5)

手  
取  
部  
長  
の  
印  
子

昭和19 三一一四 時 タフリン 三月二日〇二三〇發  
本省 三月二日〇二三〇發

別府總領事

外務省

秘

電信寫

客年往電第一一五號ニ關シ  
本件會社ノ資本構成振リ及株主ノ國籍ニ關スル公ノ資料ハ本件調  
査上参考ニナルヘシト思考シ本官限リノ發意ヲ以テ當國外務省側  
ニ對シ右ニ關シ照會シ價キタル或左記要領回答アリタリ  
回答ハ株主ノ住所ノ地理的分布ヲ示スノミニテ株主ノ實際ノ國籍  
問題ニハ全然觸レ居ラサルモ何等御參考迄

外務省

秘

電信寫

2

尙現時ニ於ケル本件調査上必要ト認メラルル資料ニシテ各國ニテ  
質シ得ルモノ他ニ有之ラハ其ノ旨其ノ後ノ現地調査ノ進捗振リ  
一英國側ニ切レテモ差支無キ範圍ニテト合セ御電報請フ  
記  
一客年八月現在ノ年次報告ニ基ク本件會社資本ノ地理的分布故ニ  
愛蘭 (當國及英領北六州ヲ含ム) 居住ノ株主五百五十人其ノ持  
株合計五萬一千五百六十一磅ニシテ愛蘭以外 (英本國其ノ他)  
ニ居住スル株主三百八十四人其ノ持株合計三萬二千三百三十九  
磅ナリ (株主合計九百三十四人株式總計八萬三千九百磅)  
ニ本件會社ハ「ダブリン」ニ於テ統理セラレ居リ業務モ當地ヨリ  
管理セラレ居リ又五人ノ取締役ノ内一人ヲ除キ全部當地ニ居住

秘

電信寫

ス

リ

三尚參考迄ニ一八九五年本會社創立當時ノ狀況ヲ述フレハ左ノ通  
初代取締役ハ全部當地ニ居住セリ又資本ノ地理的分布ハ愛蘭居  
住者五十九人持株合計二萬五百六十八磅愛蘭以外居住者八人持  
株合計二千一百八十磅（株主總數六十七、株式總計二萬二千七  
百四十八磅）

（了）

外務省

大日本帝國政府

電報

昭和十九年三月三〇日

(圖定機密(公×秘密))

宛次官 軍務局長

森部隊參謀長

在緬甸國敵產ハ三月二十九日緬甸政府ニ移讓實施完了セ

リ内容ノ概要左ノ如シ

一、土地三二七五万英加三五億二千円、建物一七五〇。件

三億三千万円、工場事業場諸施設築等二三五

件、七億圓

二、右ノ中、土地建物ノ一部及工場事業場諸施設

ノ大部ハ軍ノ必要上實質的ニ引續キ無

償ニテ軍ガ使用管理運営ス

三、實施要領ハ概テ提出(高橋司政長官携行)ノモ

ニ同シ

詳細ハ書類ニテ提出ス

軍電ニ依レバ在「ビルマ」國敵産ハ三月二十九日「ビルマ」政府へ  
 移譲完了セル趣ナルカ本件ハ適當発表之宣傳ニ利  
 用スルコト可然キヤニ思考セラレタルヲ以テ軍中央ニ  
 諮リタル處発表關係ハ現地軍ニ一任之在ル旨回答  
 アリタリ。就テハ現地軍ト御運艦ト上然ル可ク御措置  
 相成ニ度リヌ事件ノ「ビルマ」側へ與ハタル支響御同電  
 左フ。

規格-D5 (東東 3.105)

總番・第 9 號		號	
昭和 19 年 4 月 2 日 前夜 18 時 一分發			
件名	轉電先	宛	發
在「ビルマ」敵産移譲発表ニ関スル件		在「ビルマ」 澤田大使	青木大使
記録件名		第七八號	

電言案 大東臣省

規格-D5 (東東 3.105)

電信課長 發電係

主管 局長 中野事務局長  
 主管 課長 政務課長  
 起案者 田中 昭和十九年四月一日起案

次官 總務局長 菅原書記官  
 總務課長 黃日調查官  
 中野事務官



極秘

電信寫

主管 兩政

大東亞省

昭和19 五六〇七七 「暗」 崎真 四月十一日二〇〇〇發  
五六〇八〇 本省 十二月二二日二〇〇五着

前大東亞大臣

海田大使

第一七三號

(在「ビルマ」敵産移讓ニ關スル件)

「在「ビルマ」抑收敵産ノ移讓ニ關シテハ當國獨立準備時代軍機ト  
「ビルマ」關トノ間ニ成テシタル了解ニ基キ隊テ双方ノ間ニ其ノ  
移讓實施ノ細目ニ付折衝中ナリシ處適宜話合成テ双方責任者ノ  
間ニ調印ヲ了シ石ニ蓋キ各月二十九日當地軍參謀長ヨリ「ビルマ」  
國副總領ニ對シ移讓敵産目錄ヲ交付シ移讓實施ノ手續ヲ完了セリ

(原稿一五 東京 1209)

秘

大東亞省

電信寫

ニ今回移讓セラレタル敵産ノ主要ナルモノ及其ノ價格ハ、  
 (一)土地、三一、七五三、七一五英反(三十五億二千萬圓)  
 (二)建物、一七、五八七件(三億二千九百萬圓)  
 (三)工場專業場施設、二三五件(六億九千九百萬圓)

三 移讓細目要旨

(一)「ビルマ」國ニ移讓スヘキ敵産ハ「ビルマ」國獨立ノ日、「シ  
 ヤン」地方等ノ敵産ニ付テハ「ビルマ」國ニ領土流入ノ日ヲ以  
 テ當國ニ歸屬シタルモノトスルコト、  
 (二)敵産ハ移讓實施當時ノ現狀ニ於テ移讓スルコト而シテ日本軍種  
 收後ノ附加財産ハ現員ニ移讓セル除ニ於テノ價格ニ依リ「ビル  
 マ」國ニ於テ之ヲ買取ルコト

(號結—15 東京 1209)

秘

電信寫

大東亞省

(三) 戰爭遂行上ノ必要ニ基キ戰爭中又ハ當分ノ間日本國ニ於テ管理ヲ繼續スルモノニ付テハ以上實施ノ手續完了後速ニ調査ノ上「ビルマ」國ニ通牒スヘキコト

(四) 日本國ニ於テ引續キ管理運営スル敵産ノ收買ハ日本國ニ歸屬スルコト

(五) 日本國ニ於テ管理使用スルモノノ外日本人ニ於テ利用スル敵産ニ付テハ「ビルマ」國ニ依ル使用料ノ收買ヲ認ムルコト

(六) 敵産ニ付テハ「ビルマ」國ニ於テ公用ニ供シアルモノ及「日本」人ニ於テ軍需生産用以外ニ使用シアルモノハ獨立(又ハ領土編入)ト共ニ「ビルマ」國ニ歸屬セルモノト看做サルコト

(七) 將來軍事上ノ必要ニ基キ新ニ日本國ニ於テ敵産ノ管理ヲ要スル

(機密—15 東京 1209)

電信寫

大東亞省

場合ハ「ビルマ」國政府ノ承認ヲ得ルヲ原則トスルコト

(四) 現ニ日本國ニ於テ敵産管理ノ爲使用シアル現地人使用人ニ付テ

ハ「ビルマ」國ニ於テ引渡キ使用スルカ又ハ就職ヲ斡旋スルコ

ト

(四) 日獨合同ノ敵産處理委員會ヲ設置シ移讓敵産ノ細部要項ヲ審議

セシムルコト

委細郵報

(了)

(規格—15 東京 1209)

極秘

大東亞省

主管 南政(輔) 網網

昭和19 五六〇七四

「暗」

願貢 四月十二日ニ〇〇〇〇  
本省 十三日〇八〇〇〇〇着

青木大東亞大臣

澤田大使

第一七二號

(敵産移譲ニ關スル件)

今回ノ措置ヲ大イニ多トシ敵産運営ニ付テハ重大關心ヲ示シ既ニ協  
力省内ニ敵産管理局ヲ設ケ敵産管理ニ關スル事務ニ當ラセ居リ將來  
模倣ヲ見テ關係各省ニ敵産ノ性質ニ應シ分屬セシムルコトヲ考慮シ  
居ル趣ナルノミナラス

(一) 渡日「ビルマ」留学生ノ藝術ニ當リテモ政府ハ特ニ技術關係留  
生ノ選定ニ重點ヲ置キ居ル處其ノ直接ノ動機ノ一ハ以上敵産ノ管

電信寫

(規精一15 東京 1259)

秘

電信寫

2

大東亞省

理運營「ビルマ」側ニ於テ引受クル場合必學ナル技術者ヲ確保  
 シ置カントノ計畫ニ出ツル次第ナリ

（一）般ニ對スル反響ノ境ハレトシテハ「ビルマ」語新聞「サン」ハ  
 五日ノ社説ニ於テ本件ニ言及シ今回ノ措置ハ日本ノ亞細亞解放ヲ  
 意圖セル公正ナル戦争目的ノ表明ナリトシテ謝意ヲ表シ「ビルマ」側ト  
 シテハ日本ノ好意ニ酬ユル爲英米ノ「ビルマ」民衆搾取ノ具タリ  
 シ敵産ヲ戦争遂行ニ又戦後ノ建設ニ利用スルヲ要スヘシト述ヘ居  
 レルカ敵産移讓ノ争實ヲ抽象的ニ發表セルノミニシテ支那ニ於ケ  
 ルカ如ク敵産ノ内容ヲ具體的ニ發表セサル爲未タ大々的ナル反響  
 現ハレ居ラス

(原稿—15 東京 1209)

極秘

主官 函内 (輔) 綴

大東亞省

昭和19 五六〇〇 第一「暗」 蘭頁 四月十二日一三〇〇發  
本省 十二月一九一〇着

青木大東亞大臣

澤田大使

第一七二號

(敵陸移議ニ關スル件)

旨旨第七八號ニ關シ

一、本件ニ關シテハ富方トシテハ獨立祝賀行爭當時ヨリ軍制ニ對シ  
富宣傳方恣恣シ來リタル次第ナルカ軍制ニ於テ(一)客年八月一日  
立ト同時ニ移議セラレタル建前ニシテ夫レヨリ相富ノ時日經過シ  
タル後ニ發表スルコトハ如何カト思考セララルコト(二)移議ト云フ  
モ實質上ハ日本軍ニ於テ使用管理ヲ繼續スルモノ多ク右ノ事實

電信寫

(原簿—15 東京 1209)

電信寫

大東亞省

發表スレハ却テ逆効果ヲ來ス惧アリ等ノ理由ニ依リ本件宣傳ニハ  
氣乗りセサケシ模倣ナルカ今回ノ移譯(官)ニ當リ更ニ發表方勸奨  
シタル結果簡單ニ發表シタルカ宣傳トシテハ充分目的ヲ達シ居ラ  
サルヤニ認メラレ此ノ上トモ軍連絡ヲ密ニシ效果的ニ宣傳方考慮  
シ居レリ

三、本件ノ「ビルマ」側ニ與ヘタル反響ニ付テハ

國家代表ヲ始メ「ビルマ」政府側ハ

註(本軍ハ照會ニ基キ再電アリタルモノニシテ四月十三日配付

緬大發第一七二號(總番五六〇七四)ニ續ク 電信課)

(編號—45 東京 1209)



極秘

主管 南政(會)

大東亞省

昭和10 五六四三九「暗」 函貢 四月十九日二〇〇〇發  
本省 二十日一四〇〇〇着

青木大東亞大臣

澤田大使

第一九二號

(敵産建物使用ニ關スル件)

大使館廳舎、大使官邸及館員官舎ハ從來敵産トシテ無償ニテ使用中  
ナリシ處今般往電第一七二號ノ要領ニ依リ一括「ビルマ」側ニ移設  
セラルルコトトナリタル次第ナルカ之カ取扱ニ付テハ軍管理ニ準シ  
引續キ當館ニ於テ使用ヲ繼續スル豫定ナリ尙移設後ノ借料徴收ニ關シ  
テハ日下ノ處研究中ナルカ在支帝國大使館又ハ領事館ニシテ敵産

付  
4.21

電信寫

鈴木理事官

(祝賀一三五 東京 1209)

極秘

電信寫

係遺物ヲ使用シ居ル事例アラハ參考事項御回電アリタシ

(了)

(註、本文中ノ往電第二九二號照會中 電信課)

大東亞省

(規格—15 東京 1209)

種 番 號  
四八  
符 號  
昭 和 十 九 年 五 月 一 日 一 六 時 四 〇 分  
主 兩 收

在「ビルマ」 澤田大使  
青木大東亞大臣  
敵産建物使用ニ關スル件

第一一〇號

首電第一九二號ニ關シ

支那ニ於ケル此種事例ハ現地ニ於テ其特種事情ニ應ジ備々ニ解決  
シ居リ一部借料ヲ支拂ヒ居ルモノモ其詳細ハ中央ニ於テハ明  
カナラス「フイリピン」ニ於テハ敵産ヲ未ッ移讓シ居ラサルヲ以  
テ大使館ハ敵産建物ヲ使用シ居レルモ借料ヲ支拂ヒ居ラス又「タ  
イ」ニ於テモ大使館焼失後情報部ハ從來軍ニテ使用中ノ敵産ヲ一

電信寫

時利用シ居レルモ借料ハ支拂ヒ居ラサル趣ナリ  
貴館ノ場合ニ於テハ敵産移讓ニ關スル現地方針ニ從ヒ處理セラ  
ルコトト存スルモ既ニ「ビルマ」側へ移讓サレタル以上車ニ於テ  
引續キ使用スル場合ト事情ヲ異ニスルヲ以テ適當ノ借料ヲ支拂ハ  
ルル事可然ト思考ス

(原電 1500)

(原電 1500)